

第4章 計画の推進方策

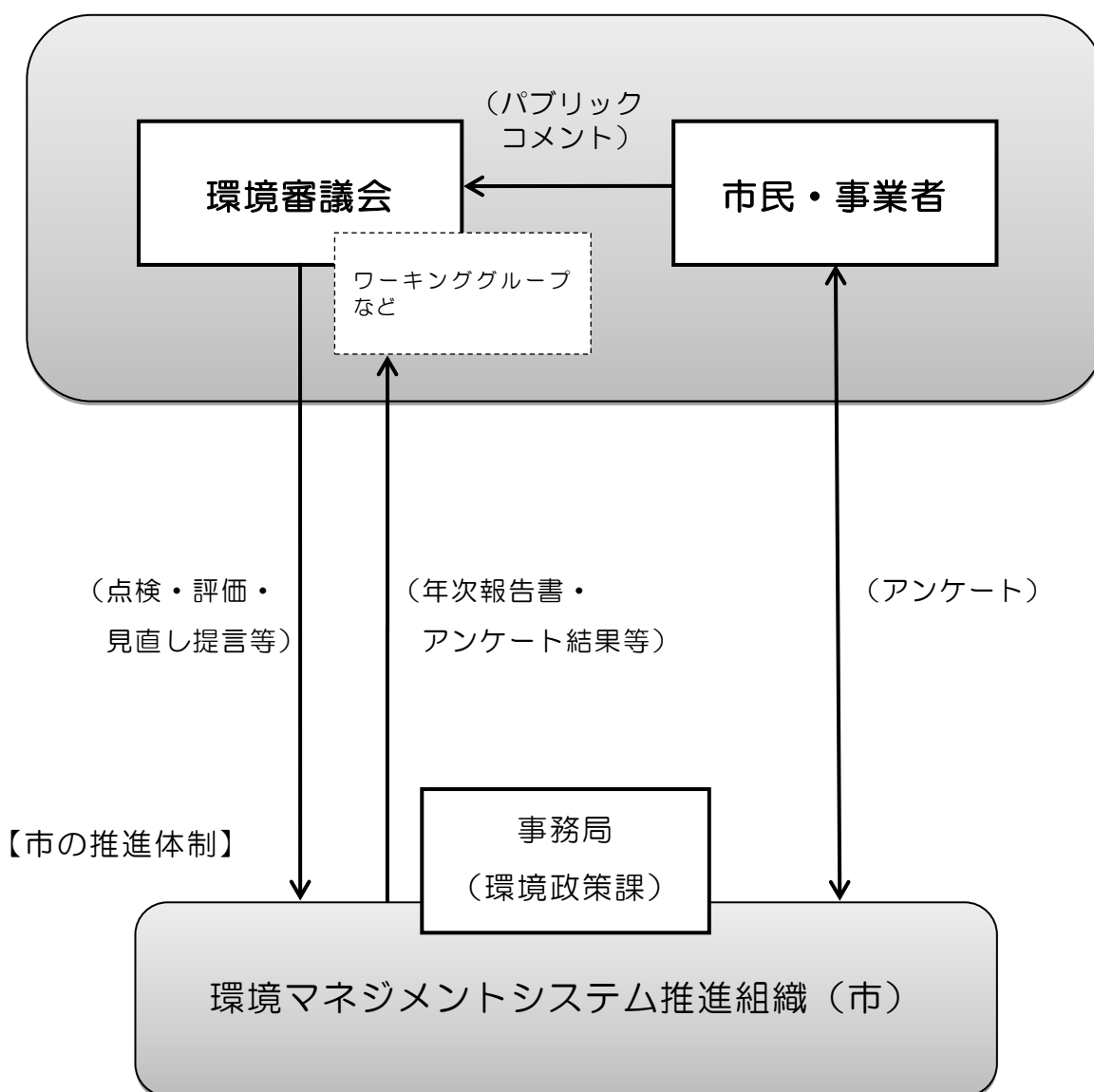
1 組織体制

(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、環境基本条例に基づき組織された「米子市環境審議会」が、計画の進捗状況をまとめた年次報告書（環境白書）について点検・評価を行ない、それに基づいた施策見直しなどの提言を行います。

なお、必要に応じて市民の代表による推進体制の整備に努めます。

【市民・事業者の推進体制】

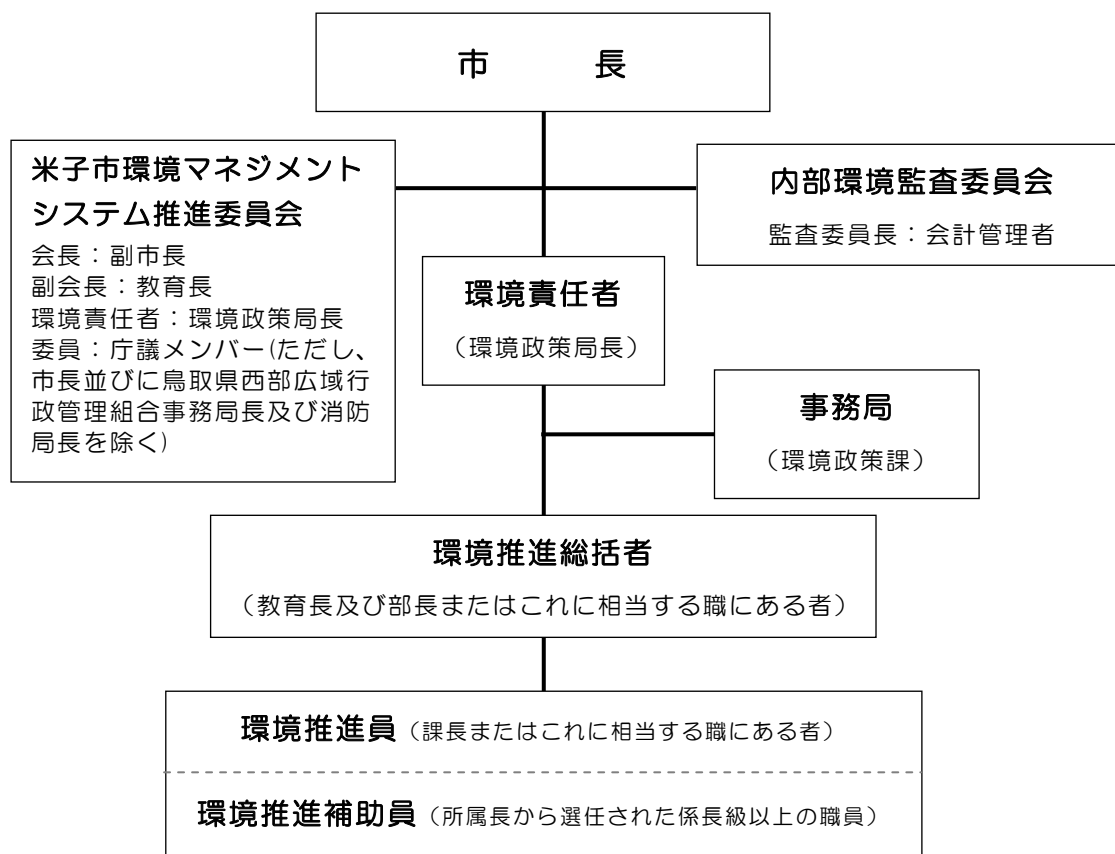


(2)市の推進組織

平成16年から旧米子市において、環境マネジメントシステム（ISO14001 規格）による省エネルギー及び省資源の推進に取り組んできました。その後、国際規格に沿った環境マネジメントシステムを構築するという初期の目的を達成したため、平成21年12月をもってISO14001の認証を返上し、本市独自の「米子市環境マネジメントシステム（略称：YES）」に移行しました。

今後の市の事務事業の遂行にあっては、従来の推進体制を活用し、地球温暖化などの地球環境問題に対しさらなる取り組みを実践してまいります。

本市の環境マネジメントシステムの推進組織は、次の図のとおりです。



■図：環境マネジメントシステム組織体系図

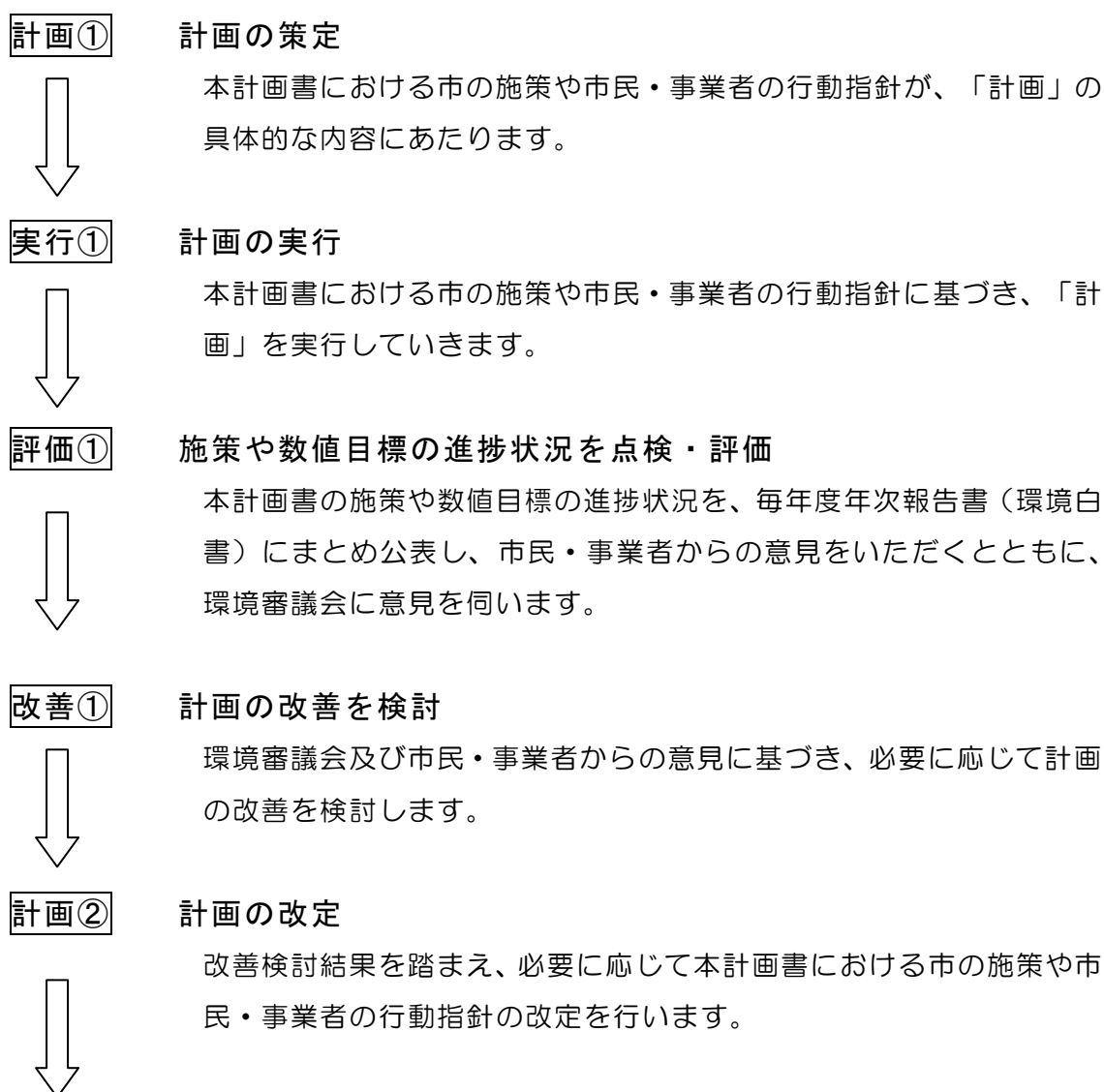
2 進行管理

(1) 管理方法

本計画の施策や数値目標については、米子市環境マネジメントシステムで管理していきます。

(2) 進行管理の流れ

本計画は、米子市環境マネジメントシステムの手法に基づき、次のような一連の流れを繰り返すことによって進行管理を行います。



(以下、実行②⇒評価②⇒改善②⇒計画③・・・と続きます)

資料編

1 環境の現状に関する資料

(1) 現況補足データ

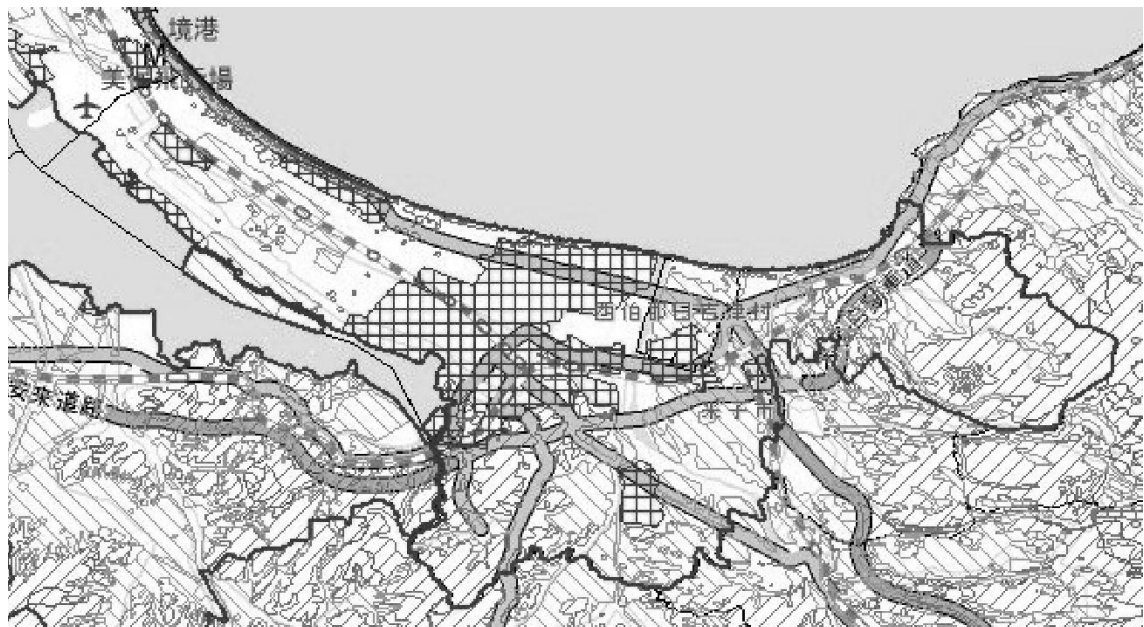
1) 法規制区域

■都市計画区域

用途地域	面積 (ha)
第1種低層住居専用地域	21
第2種低層住居専用地域	50
第1種中高層住居専用地域	553 (調整区域内8.8)
第2種中高層住居専用地域	89
第1種住居地域	781 (調整区域内8.8)
近隣商業地域	229
商業地域	167
準工業地域	256
工業地域	215
工業専用地域	98
合計	2,459 (調整区域内17.6)

資料：平成23年3月1日現在米子市ホームページ

■土地利用基本計画図



	都市計画区域		農用地区域
	市街化区域		地域森林計画対象民有林、保安林等

資料：土地利用基本計画図 (土地利用調整支援システム LUCKY)

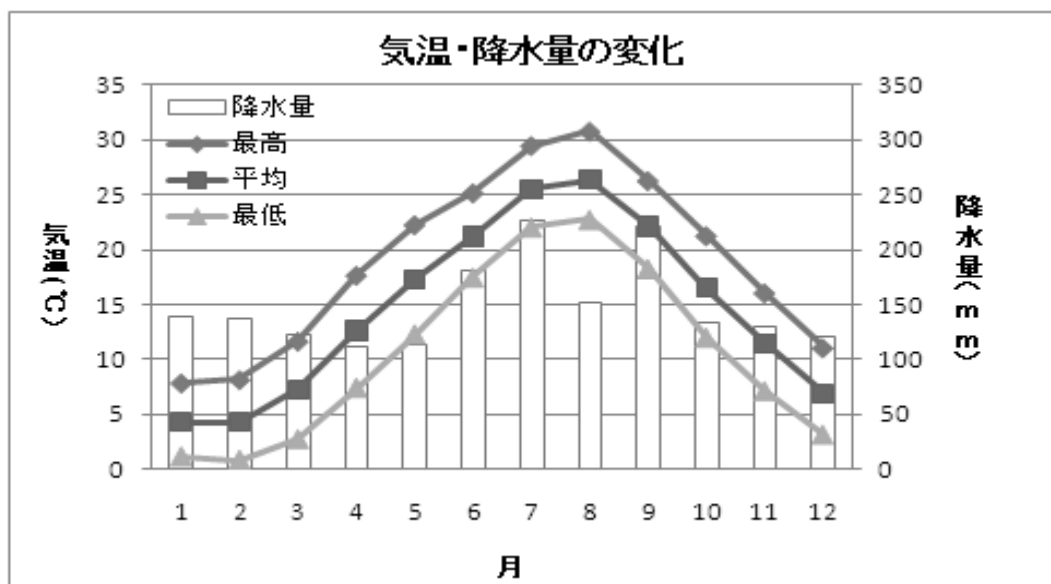
2) 気象

本市の過去 30 年間（1971～2000 年）の月旬別平均気温は、最高が 8 月上旬の 26.9℃で、最低が 1 月下旬の 3.7℃です。

月旬別平均降水量は、7 月上旬が最も多く 96.1 mmで、最も少ないのが 5 月上旬の 33.1 mmです。

日照時間は、最多が 8 月上旬の 73.9 時間、最少が 1 月中旬の 24.0 時間となっています。

本市の気候は、月平均気温がほぼ日本の平均気温を示しており、梅雨期の降水量は比較的多いですが、日照時間は太平洋側とほぼ同じであり、温度差の少ない穏やかな気候であるといえます。



■ 過去 10 年間の気象のうつりかわり (気温・降水量)

年次	気温 (℃)			降水量 (mm)	
	平均	最高	最低	総量	日最大
平成 12 年	15.4	37.0	-4.1	1666.0	93.5
平成 13 年	15.2	37.2	-4.8	1960.5	99.0
平成 14 年	15.6	37.6	-3.0	1543.0	47.0
平成 15 年	15.1	35.7	-5.9	2074.5	87.5
平成 16 年	16.0	37.2	-5.5	1937.5	109.0
平成 17 年	15.1	36.3	-4.3	1496.0	96.0
平成 18 年	15.2	36.4	-2.9	1813.0	180.0
平成 19 年	15.9	38.6	-1.6	1331.0	59.5
平成 20 年	15.2	37.4	-1.6	1699.0	151.5
平成 21 年	15.2	35.0	-2.7	1666.5	133.5

■ 過去 10 年間の気象のうつりかわり（日照時間・日射量・降雪量）

年次	日照時間 (h)	全天日射量 (MJ/m ²)	雪（寒候年・cm）		
			降雪		最深積雪
		平均	合計	最大	
平成 12 年	1841.1	14.1	198	33	(41)
平成 13 年	1822.7	14.0	95	41	36
平成 14 年	1792.9	13.9	49	10	(9)
平成 15 年	1539.7	12.9	51	17	19
平成 16 年	1866.9	14.2	140	23	26
平成 17 年	1769.5	14.2	(122)	(36)	25
平成 18 年	1687.3	13.7	157	14	16
平成 19 年	1824.8	14.1	46	22	23
平成 20 年	1767.9	14.6	88	18	22
平成 21 年	1599.8		85	21	(24)

※空欄…統計未実施、() …資料不足値またはデータ不均質

資料：気象庁

3) 歴史

- ・昭和 2 年 4 月 1 日 会見郡米子町が米子市となる。
- ・昭和 10 年 10 月 1 日 西伯郡住吉村が編入
- ・昭和 11 年 7 月 15 日 西伯郡車尾村が編入
- ・昭和 13 年 3 月 17 日 西伯郡加茂村・福生村・福米村が編入
- ・昭和 28 年 10 月 1 日 西伯郡尚徳村・五千石村が編入
- ・昭和 29 年 6 月 1 日 西伯郡彦名村・崎津村・大篠津村・和田村・富益村・夜見村・成実村・巖村が編入
- ・昭和 31 年 7 月 10 日 西伯郡春日村が編入
- ・昭和 43 年 4 月 1 日 西伯郡伯仙町が編入
- ・平成 17 年 3 月 31 日 (旧) 米子市・西伯郡淀江町が新設合併し、(新) 米子市となる

4) 産業

ア. 産業別人口

本市の産業別就業人口比率は、第1次産業4.9%、第2次産業21.5%、第3次産業71.6%となっており、商工業を中心とした産業構造になっています。

■ 15歳以上の産業別就業者数（単位：人）

産業分類	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第一次産業	6,672	5,647	5,062	3,976	3,621
第二次産業	17,453	18,527	19,874	19,392	15,781
第三次産業	45,114	46,648	49,841	51,164	52,584
分類不能	77	30	152	682	1,436
総数	69,316	70,852	74,929	75,214	73,422

資料：国勢調査

イ. 産業別就業者数の内訳

■ 第一次産業

産業分類	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第一次産業	6,672	5,647	5,062	3,976	3,621
農業	6,397	5,407	4,824	3,762	3,461
林業	51	42	49	50	29
漁業	224	198	189	164	131

■ 第二次産業

産業分類	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第二次産業	17,453	18,527	19,874	19,392	15,781
鉱業	41	32	35	38	12
建設業	6,130	6,259	7,658	7,928	6,819
製造業	11,282	12,236	12,181	11,426	8,950

■ 第三次産業

産業分類	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第三次産業	45,114	46,648	49,841	51,164	52,584
電気・ガス・熱供給・水道業	426	391	495	457	396
運輸・通信業	5,042	4,396	4,353	4,331	—
情報通信業					934
運輸業					3,480
卸売・小売業、飲食店	18,302	18,705	19,157	19,045	—
卸売・小売業					15,155
飲食店・宿泊業					4,474
金融・保険業	2,226	2,473	2,509	2,311	1,958
不動産業	305	470	440	469	599
サービス業	15,809	17,340	19,940	21,655	—
医療・福祉					8,323
教育・学習支援業					3,729
複合サービス事業					659
サービス業（他に分類されないもの）					9,764
公務（他に分類されないもの）	3,004	2,873	2,947	2,896	3,113

資料：国勢調査

ウ.農業

本市の農業は、土壌の分布状況から、おおまかに弓浜半島の畑作地帯と南部及び淀江地区の稲作地帯とに分かれています。

弓浜半島の畑作地帯は野菜などの生産地として発達しており、白ねぎ・にんじん・施設園芸・葉たばこ・花きなどの生産が盛んです。

南部及び淀江地区の水田地帯では、稲作の単一経営が多く、山沿いに畑地・梨・りんごなどの樹園地が拓けています。

(7) 農家世帯数 (単位:戸)

総農家数	販売農家数	専業農家数	兼業農家数			自給的農家数	土地持ち非農家数
				第1種兼業	第2種兼業		
				3,915	2,643		

資料：平成17年農林業センサス

エ.林業

全経営体数65のうち、山林面積が3ha～10haの規模の経営体が全体の60.0%を占めています。

(7) 保有山林面積規模別経営体数 (単位:経営体)

総経営体数	0～3ha	3～10ha	10～50ha	50～500ha	500ha以上
65	1	39	19	3	3

資料：平成17年農林業センサス

オ.水産業

全経営体数145のうち、自営漁業が従である兼業漁業者が51.7%を占めています。

(7) 経営組織別及び自営漁業の専兼業別経営体数 (単位:経営体)

総経営体数	共同経営	個人		
		専業 (自営漁業のみ)	兼業	
			自営漁業が主	自営漁業が従
145	2	42	26	75

資料：平成20年漁業センサス

カ.工業

平成21年の製造品出荷額などでみた場合、最も多いのが「飲料・たばこ・飼料製造業」で、次いで「パルプ・紙製造業」でした。

■従業者4人以上の「製造業」に属する事業所について

年次	事業所数 (単位：事業所)	従業者数 (単位：人)	製造品出荷額等 (単位：万円)
平成12年	260	8,933	36,162,316
平成13年	229	7,386	34,638,019
平成14年	220	7,056	27,751,826
平成15年	213	7,074	27,348,168
平成16年	200	6,796	32,210,854
平成17年	205	6,840	26,463,283
平成18年	190	6,586	25,590,999
平成19年	207	6,578	25,750,186
平成20年	204	6,119	23,874,603
平成21年	182	5,783	18,689,223

資料：工業統計調査

キ.商業

平成19年の年間商品販売額でみた場合、卸売業で最も多いのが840億4,851万円の「飲食料品」で、小売業で最も多いのが580億9,193万円の、燃料・書籍・文具販売をはじめとした「その他（日本標準産業分類による区分）」でした。

■「卸売・小売業」に属する事業所について

年次	総数		
	事業所数 (単位：事業所)	従業者数 (単位：人)	年間販売商品額 (単位：万円)
平成14年	2,293	16,860	48,486,176
平成16年	2,256	15,948	48,241,079
平成19年	2,048	15,215	43,895,835

■卸売業

年次	事業所数 (単位：事業所)	従業者数 (単位：人)	年間販売商品額 (単位：万円)
平成14年	568	5,993	28,713,699
平成16年	577	5,740	29,802,636
平成19年	518	4,891	24,723,003

■小売業

年次	事業所数 (単位：事業所)	従業者数 (単位：人)	年間販売商品額 (単位：万円)
平成14年	1,725	10,867	19,772,477
平成16年	1,679	10,208	18,438,443
平成19年	1,530	10,324	19,172,832

資料：商業統計調査

5) 交通量

■ 国道各地点ごとの一日の車両通行数

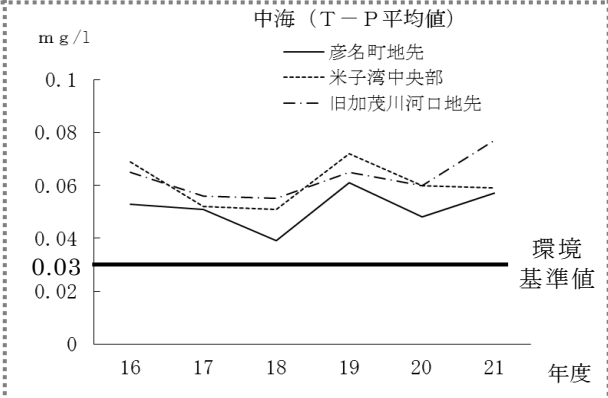
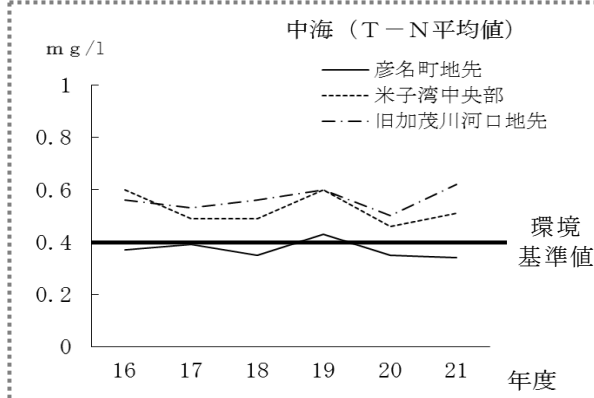
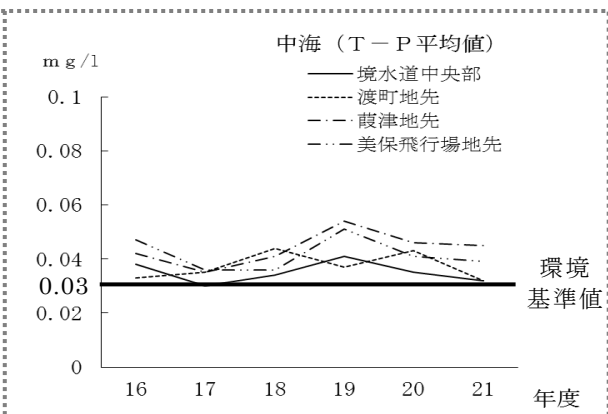
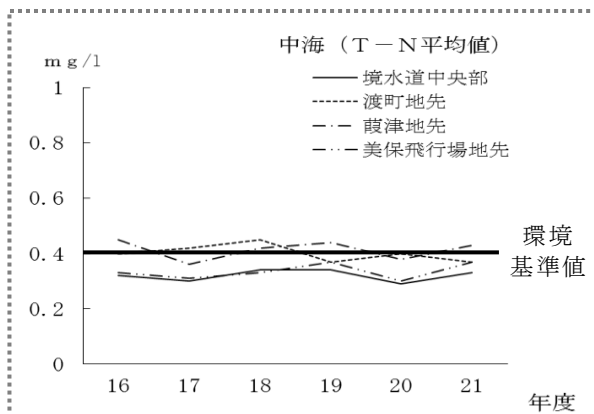
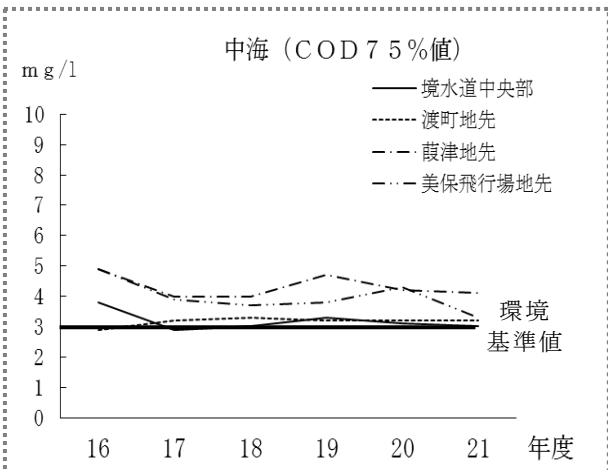
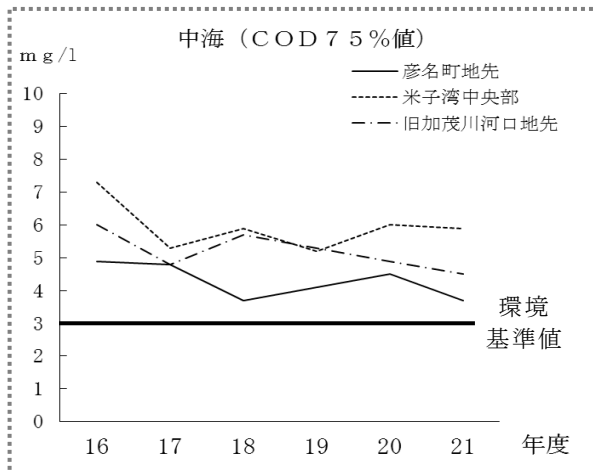
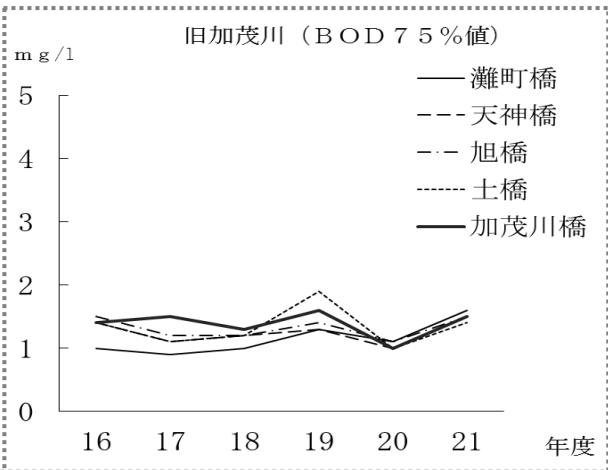
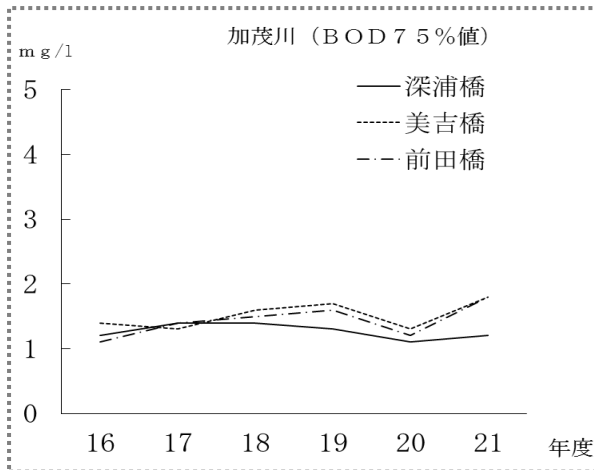
	地点名	区間 延長 (km)	1日の車両通行数					
			平日			休日		
			H9	H11	H17	H9	H11	H17
国道 9号線	1 淀江	7.2	26,046	25,404	27,104	23,172	23,018	25,662
	2 二本木	0.8	—	14,236	15,447	—	11,410	12,934
	3 車尾	4.8	—	27,748	29,892	—	19,293	24,398
	4 博労町4丁目	0.9	—	—	36,939	—	—	32,109
	5 中町	0.8	—	25,134	26,178	—	20,598	22,586
	6 祇園町2丁目	2.1	—	21,681	23,780	—	18,984	21,225
	7 淀江大山IC~ 米子東IC間	5.2	—	2,922	2,869	—	2,521	3,139
	8 下郷	0.9	—	2,499	3,768	—	2,231	3,441
	9 赤井手	2.0	—	18,450	20,634	—	16,474	21,200
	10 浦津	1.7	21,071	23,388	25,503	15,904	18,096	24,430
	11 奥谷	2.9	15,419	17,720	20,518	13,005	14,908	20,786
	12 陰田町	0.6	—	9,392	10,784	—	7,192	9,500
	13 下郷	0.5	—	10,998	9,603	—	10,348	9,934
国道 180号線	14 富士見町1丁目	1.8	—	24,735	24,446	—	18,555	21,932
	15 陰田町	1.9	—	2,373	5,203	—	1,285	1,280
国道 181号線	16 福市	4.8	16,645	18,498	18,151	13,441	15,626	16,180
	17 昭和町	3.2	—	33,057	33,209	—	23,130	28,779
国道 431号線	18 富益町	5.4	26,804	27,212	30,640	23,427	22,885	30,480
	19 両三柳	2.2	—	27,212	30,641	—	22,885	30,480
	20 東福原	2.3	—	35,174	37,428	—	34,530	43,218
	21 皆生	3.0	—	39,356	37,429	—	33,972	43,218
	22 淀江町佐陀	2.1	—	14,170	14,547	—	14,183	16,428

■ 国道各地点ごとの昼間の車両通行数

	地点名	区間 延長 (km)	昼間の車両通行数					
			平日			休日		
			H9	H11	H17	H9	H11	H17
国道 9号線	1 淀江	7.2	19,292	18,584	20,508	17,938	17,707	20,008
	2 二本木	0.8	10,615	10,951	11,882	8,708	9,128	10,347
	3 車尾	4.8	21,664	22,326	23,367	15,132	15,743	19,520
	4 博労町4丁目	0.9	—	—	28,096	—	—	24,582
	5 中町	0.8	19,477	20,107	20,137	14,752	16,478	17,374
	6 祇園町2丁目	2.1	16,792	16,678	18,292	14,401	14,603	16,327
	7 淀江大山IC~ 米子東IC間	5.2	—	2,487	2,437	—	2,141	2,680
	8 下郷	0.9	—	2,173	2,431	—	4,221	2,941
	9 赤井手	2.0	12,478	14,760	15,872	10,349	12,672	16,960
	10 浦津	1.7	21,664	18,468	19,370	15,132	14,157	19,526
	11 奥谷	2.9	11,207	13,153	15,549	9,598	11,312	16,406
	12 陰田町	0.6	—	6,857	8,295	—	5,532	7,422
	13 下郷	0.5	23,988	8,798	7,387	9,158	7,960	7,761
国道 180号線	14 富士見町1丁目	1.8	17,893	19,476	19,249	14,273	14,964	16,367
	15 陰田町	1.9	—	1,914	4,129	—	1,053	1,051
国道 181号線	16 福市	4.8	13,073	14,386	14,217	10,838	12,567	13,055
	17 昭和町	3.2	23,011	26,029	26,149	17,301	18,653	21,477
国道 431号線	18 富益町	5.4	21,731	21,502	24,214	18,972	18,283	24,676
	19 両三柳	2.2	23,521	21,502	24,214	18,342	18,283	24,676
	20 東福原	2.3	25,899	27,267	29,471	24,473	27,405	32,252
	21 皆生	3.0	24,770	27,267	29,471	22,491	27,405	32,252
	22 淀江町佐陀	2.1	9,686	11,246	11,545	9,191	11,438	13,577

資料：道路交通センサス

6) 水質



7) 生活排水処理施設における高度処理状況

○下水道整備計画—中海に係る湖沼法指定地域「米子市の一部及び境港市の一部」

年 度	指定地域内行政人口	指定地域内処理人口	指定地域内普及率
平成 20 年度	81.4 千人	51.9 千人 (44.4) <44.4>	64%

注 1) () 書きは、系内放流分(内数)

注 2) < > 書きは、化学的酸素要求量、窒素、リンについての高度処理(いずれも中海へ放流)

注 3) 指定地域内普及率(%) = 指定地域内処理人口 ÷ 指定地域内行政人口 × 100

○浄化槽の整備計画—中海に係る湖沼法指定地域「米子市の一部及び境港市の一部」

年 度	指定地域内行政人口	設備基数	指定地域内処理人口	指定地域内普及率
平成 20 年度	81.4 千人	1,198 基 <108>	64%	7%

注 1) < > 書きは、窒素についての高度処理(内数)

注 2) 指定地域内普及率(%) = 指定地域内処理人口 ÷ 指定地域内行政人口 × 100

○し尿処理施設の整備状況—「米子市の一部及び境港市の一部」

年 度	し尿処理施設
平成 20 年度	2 施設 (195kl/日)

注) し尿処理施設はすべて下水道接続

■資料：第 5 期中海に係る湖沼水質保全計画(抜粋)

(2)アンケート調査結果

市民アンケート〔市民編〕

**米子市の環境に関する市民アンケート調査結果
(全地区分)**

環境に対する意識や家庭における省エネの取り組み状況等を把握し、本市の特性を活かしたビジョンを策定するための基礎データを得ることを目的にアンケート調査を行いました。

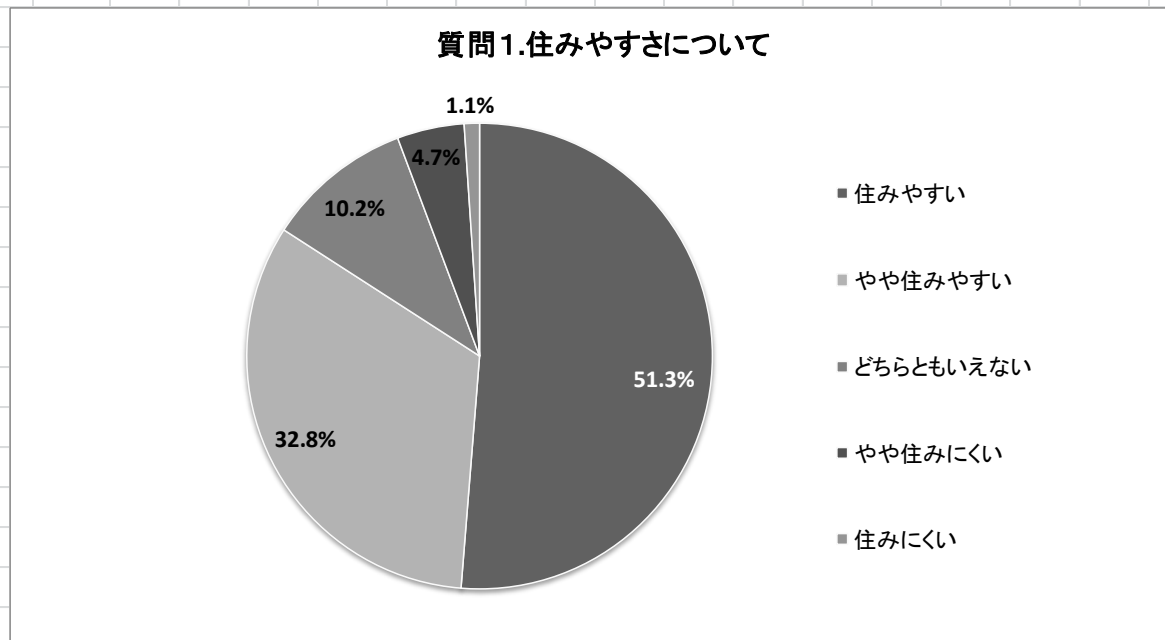
●調査概要●

調査期間	平成22年3月2日～3月12日
調査対象	米子市内居住の方から無作為に抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収
配布数	1,200世帯
回収数(回収率)	522世帯(43.5%)

【身近な環境の様子について】

質問1. 住みやすさについて

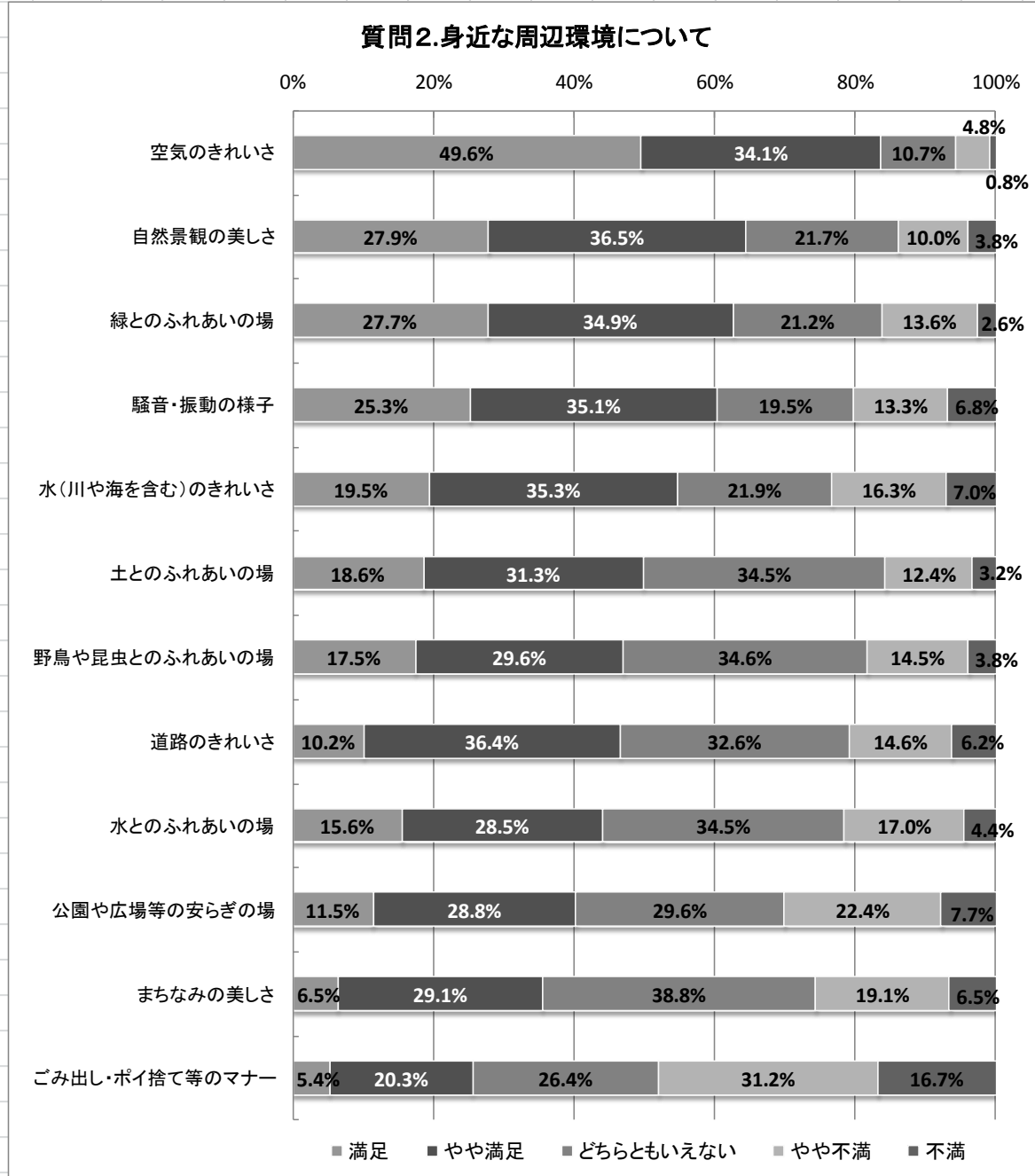
「住みやすい」または「やや住みやすい」と答えた人が合わせて約84%で、逆に「住みにくい」または「やや住みにくい」と答えた人は合わせて約6%でした。



市民アンケート [市民編]

質問2. 身近な周辺環境について(複数回答あり)

”空気のきれいさ”では「満足」と「やや満足」を合わせると約8割になりますが、「ごみ出し、ポイ捨て等のマナー」では「不満」と「やや不満」を合わせると約5割近くになります。

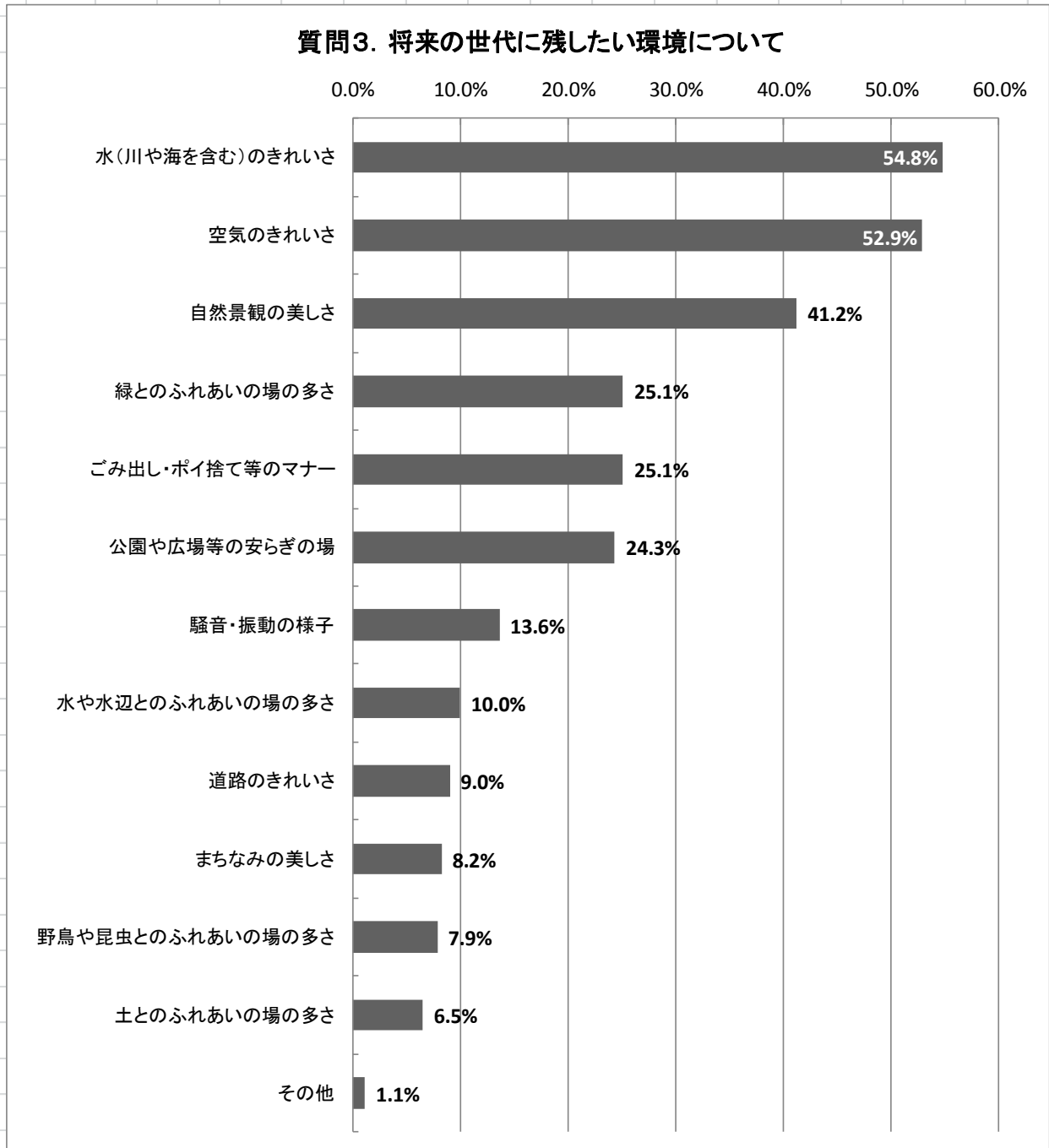


市民アンケート [市民編]

質問3. 将来の世代に残したい環境について(複数回答あり)

総回答の内、上位3つは以下のとおりです。

- ・水(川や海を含む)のきれいさ
- ・空気のきれいさ
- ・自然景観の美しさ

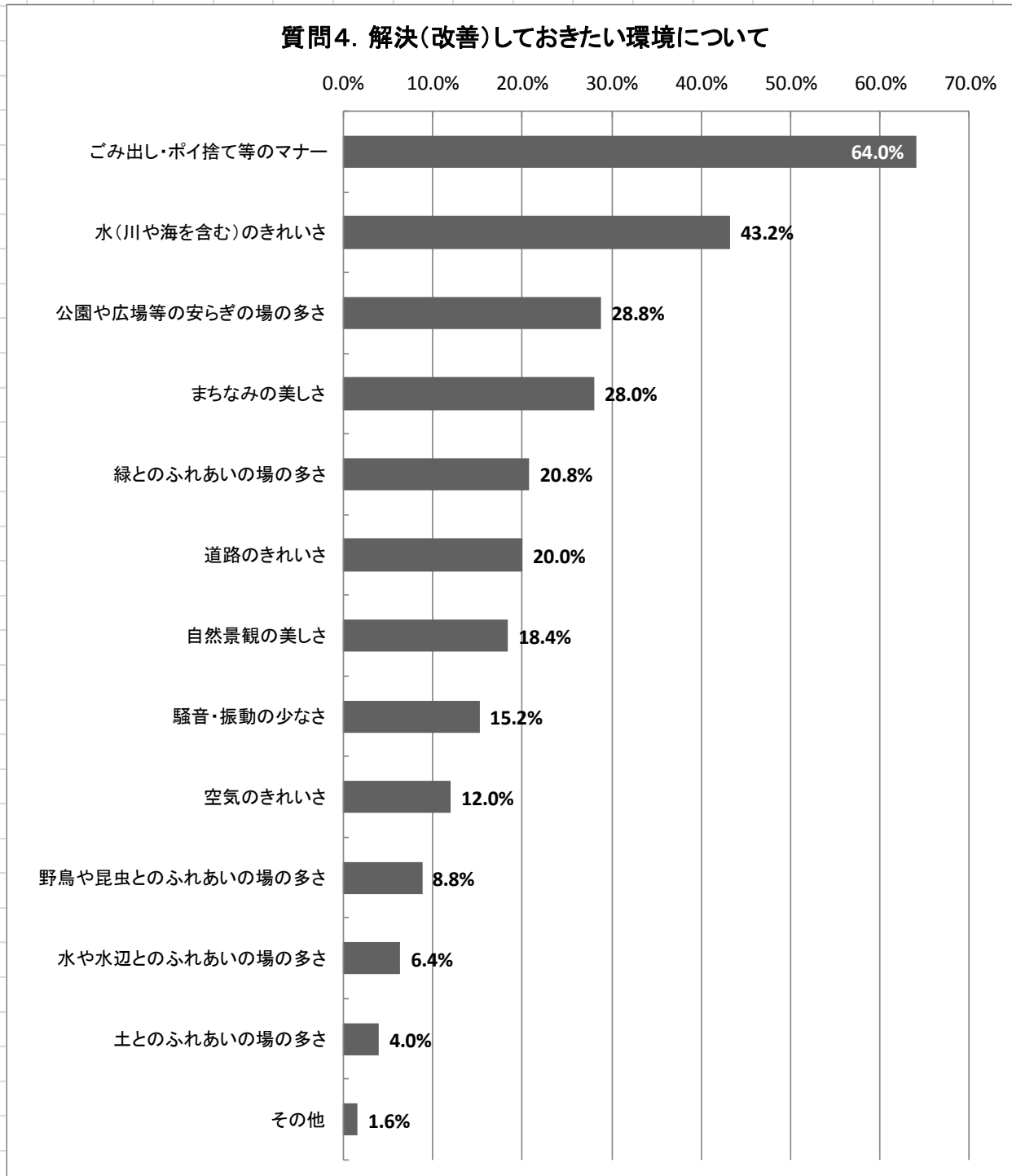


市民アンケート [市民編]

質問4. 解決(改善)しておきたい環境について(複数回答あり)

総回答の内、上位2つは以下のとおりです。

- ・ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー
- ・水(川や海を含む)のきれいさ

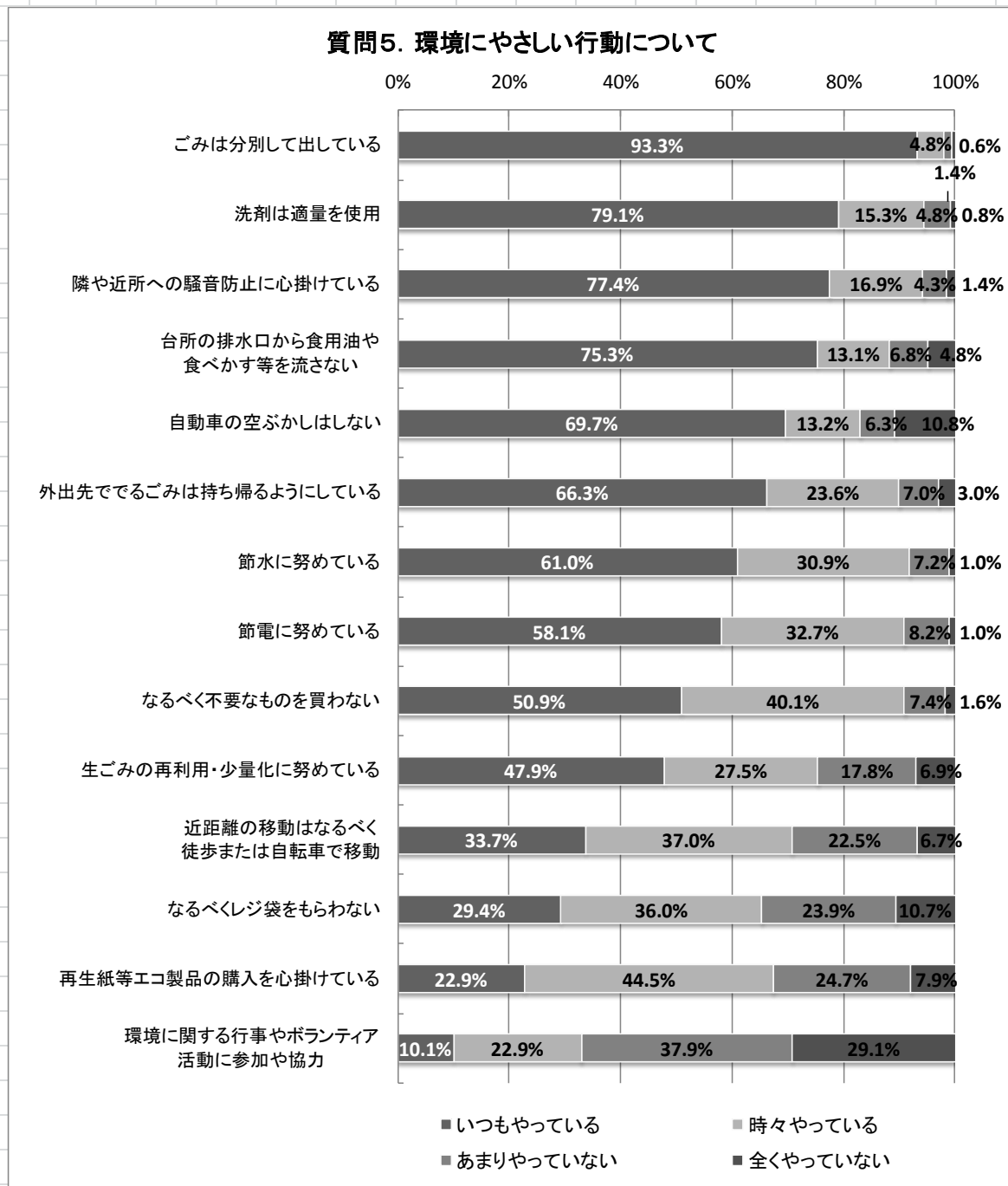


市民アンケート [市民編]

【環境に対する取り組みについて】

質問5. 環境にやさしい行動について

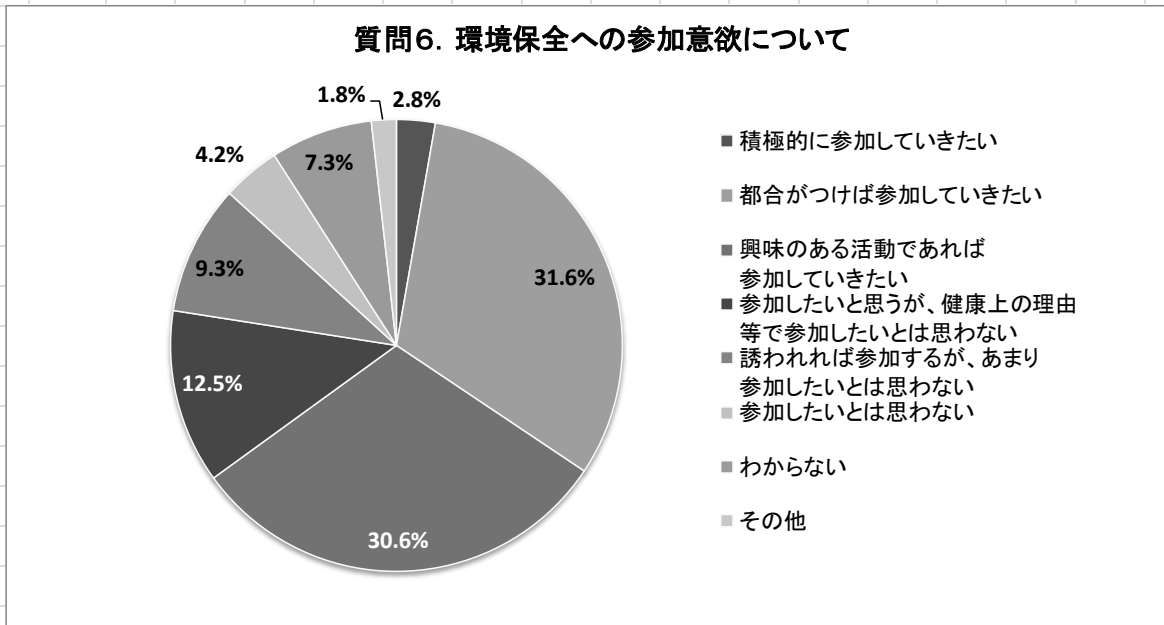
ごみの分別についての設問で「いつもやっている」と回答した人は93.3%でした。一方、環境に関する行事やボランティア活動への参加や協力については「あまりやっていない」と「全くやっていない」と答えた人が合わせて7割近くになりました。



市民アンケート [市民編]

質問6. 環境保全への参加意欲について

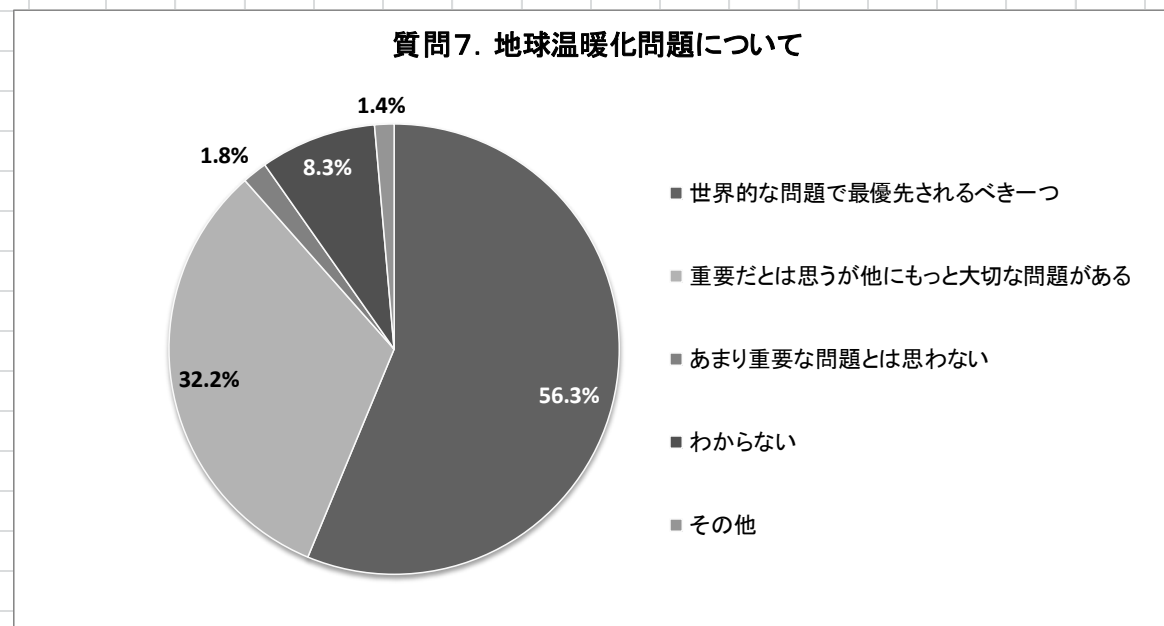
「都合がつけば参加していきたい」が最も多く、次いで「興味のある活動であれば参加していきたい」となっています。



【地球温暖化問題について】

質問7. 地球温暖化問題について

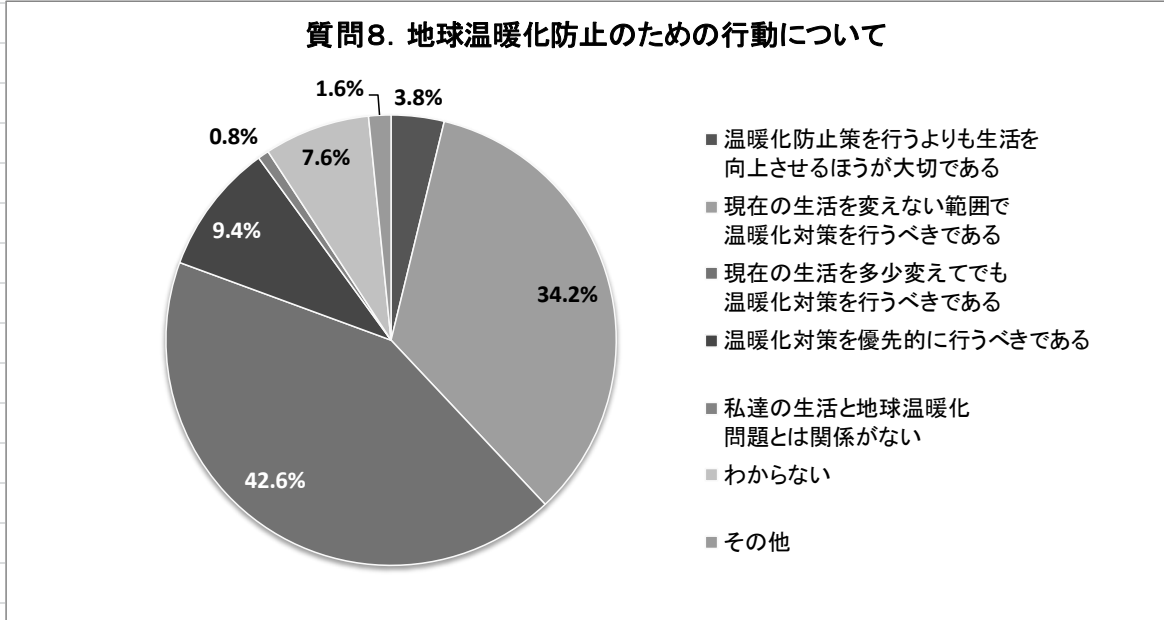
「世界的な問題で最優先されるべき一つ」と答えた人が最も多く、次いで「重要だとは思いますが他にもっと大切な問題がある」となっています。



市民アンケート [市民編]

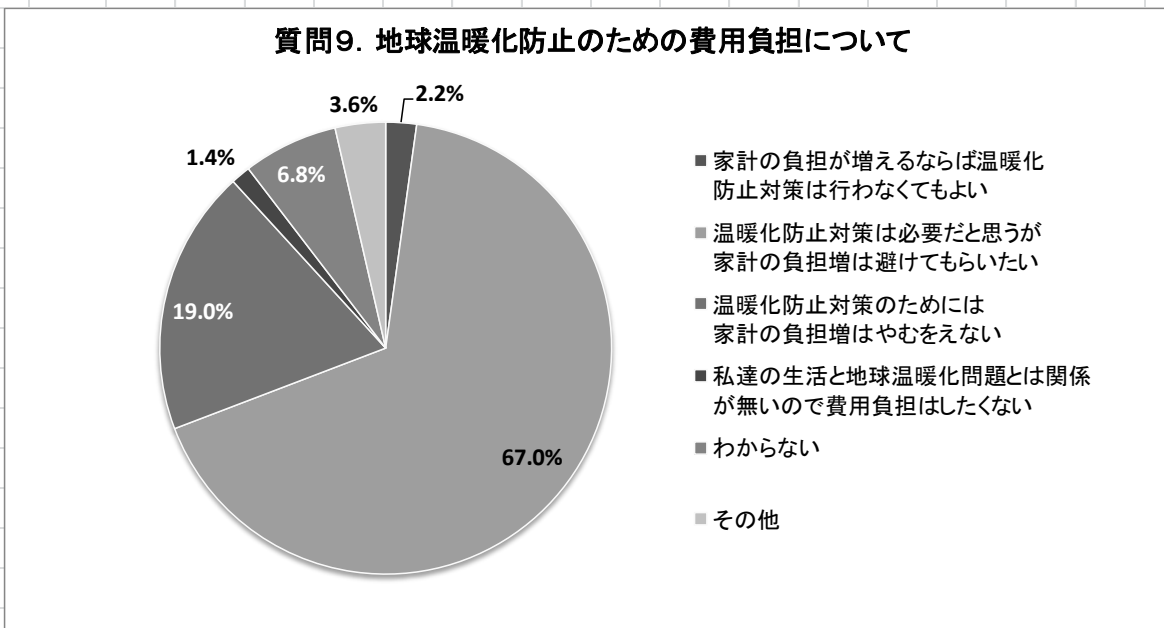
質問8. 地球温暖化防止のための行動について

「現在の生活を多少変えてでも温暖化対策を行うべきである」と答えた人が最も多く、次いで「現在の生活を変えない範囲で温暖化対策を行うべきである」となっています。



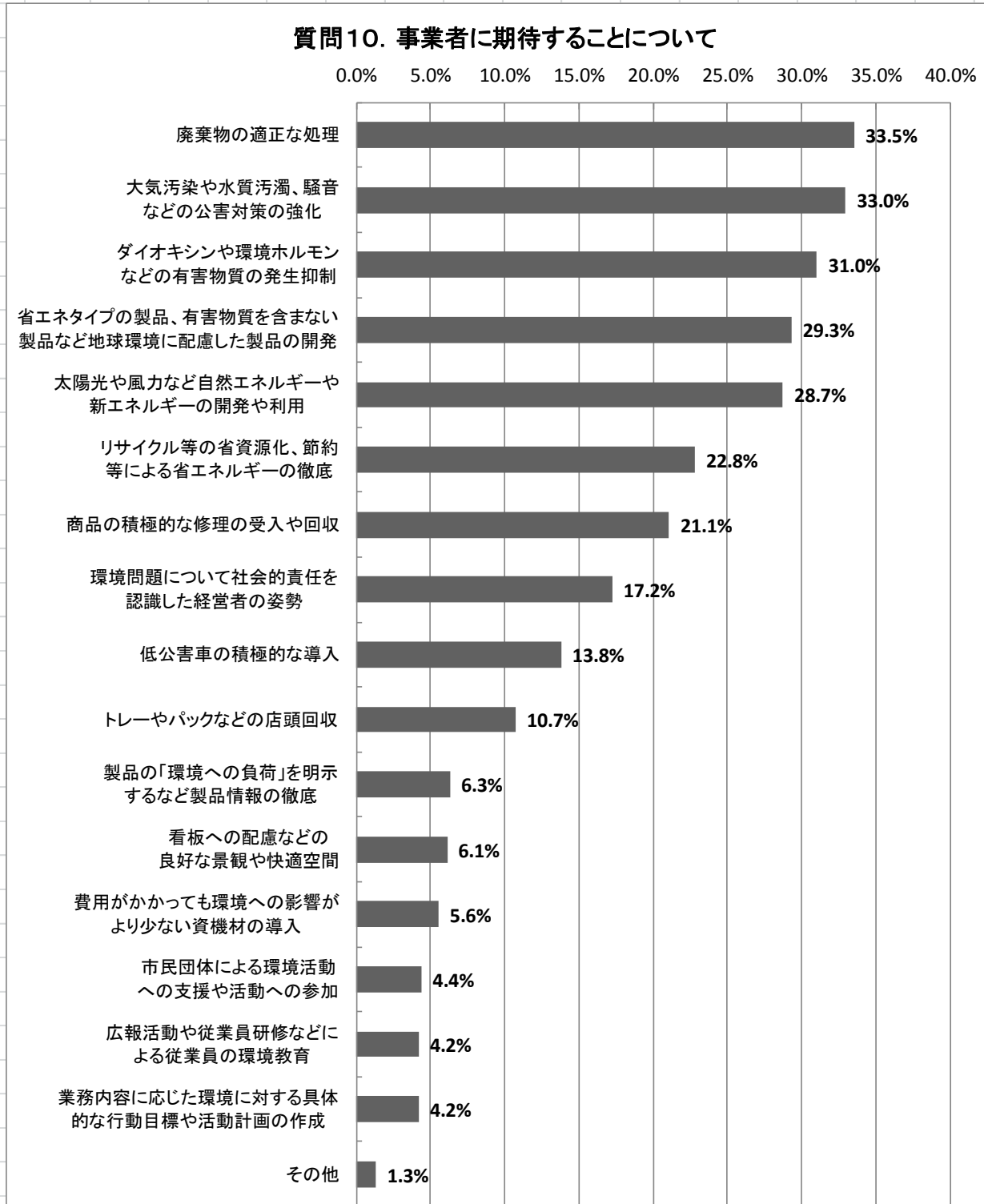
質問9. 地球温暖化防止のための費用負担について

「温暖化防止対策は必要だと思うが家計の負担増は避けてもらいたい」という回答が最も多く、次いで「温暖化防止対策のためには家計の負担増はやむをえない」となっています。



【事業者や行政に期待することについて】

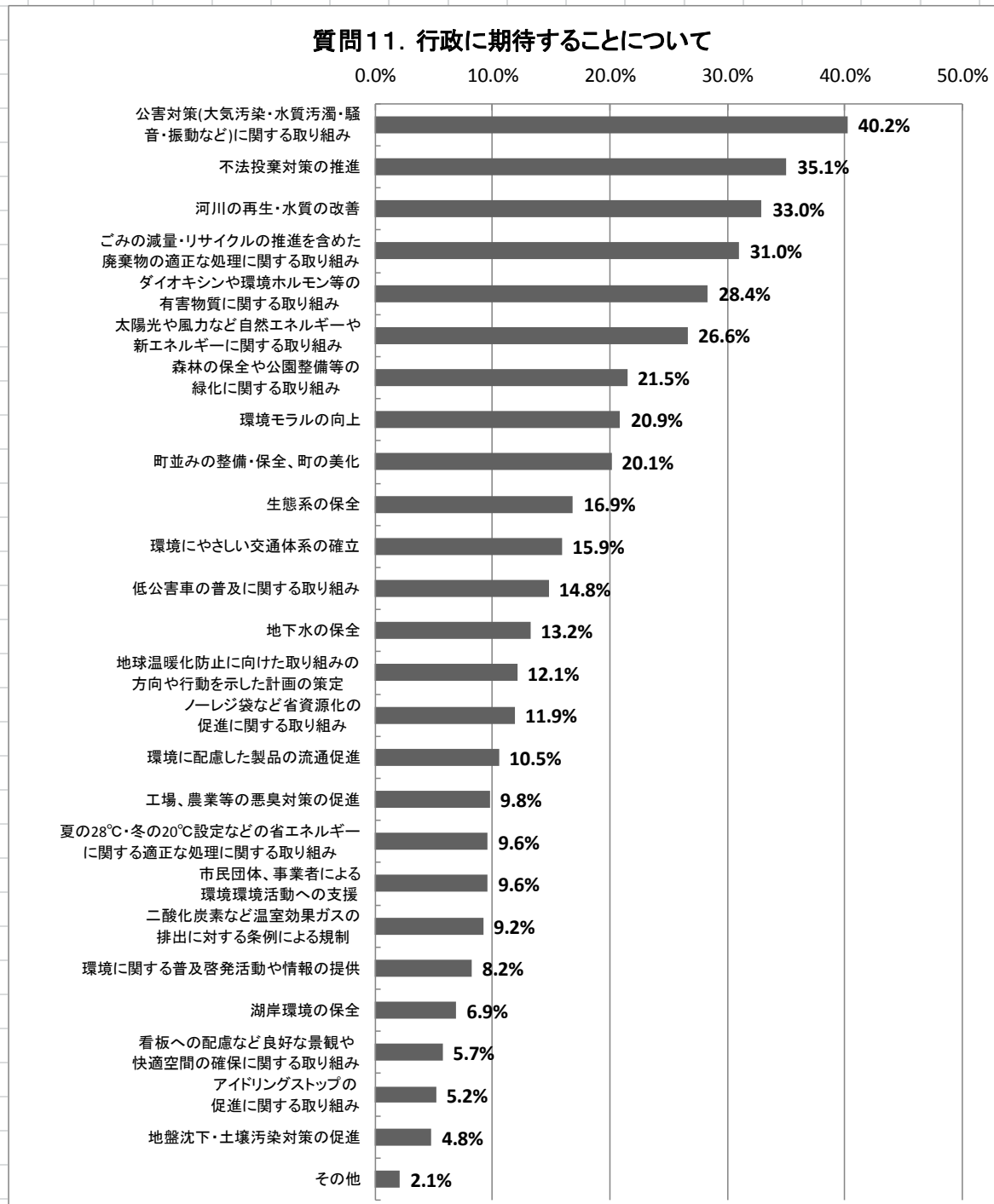
質問10. 事業者に期待することについて



市民アンケート [市民編]

質問11. 行政に期待することについて

総回答の内、最も多い回答は、「公害対策(大気汚染・水質汚濁・騒音・振動など)に関する取り組み」でした。



市民アンケート [事業所編]

米子市の環境に関する市民アンケート調査結果(事業所編)

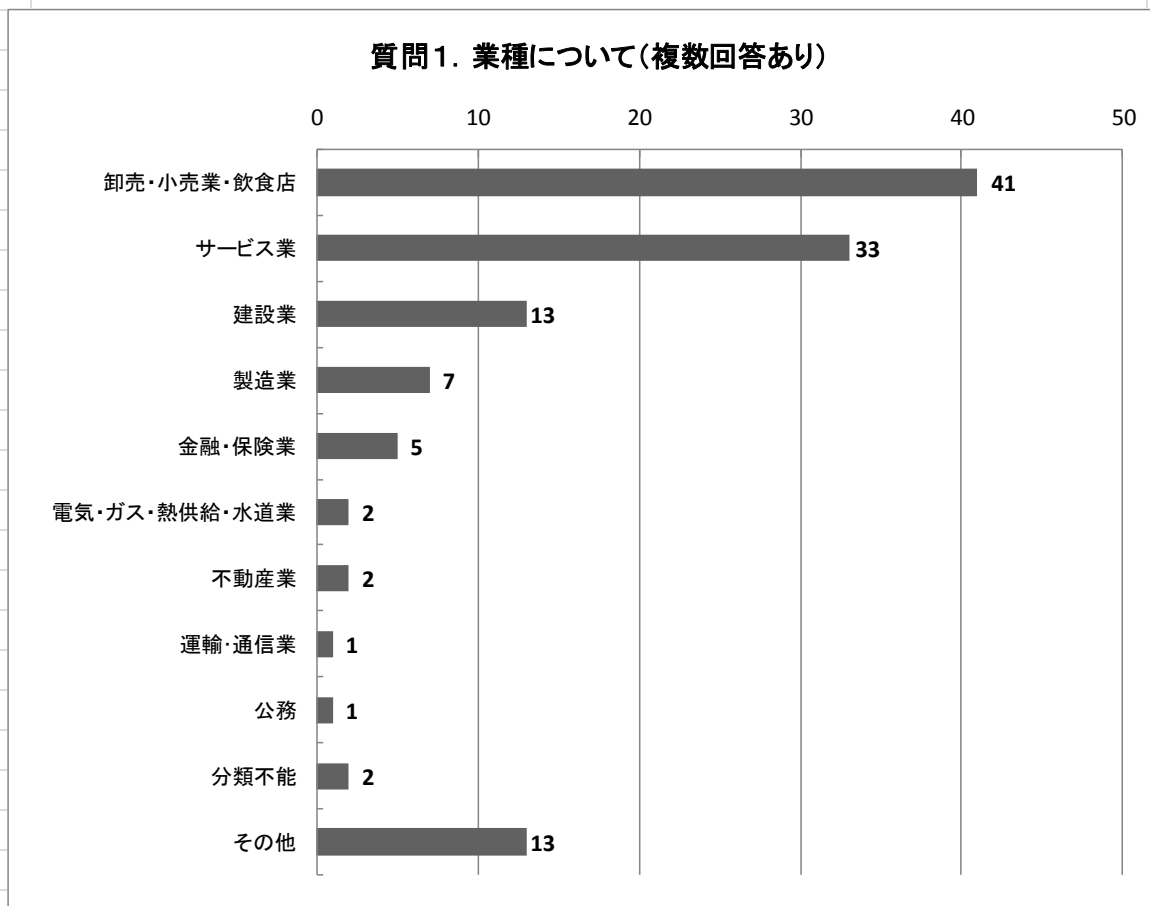
環境に対する意識や事業所における省エネの取り組み状況等を把握し、本市の特性を活かした環境基本計画を策定するための基礎データを得ることを目的にアンケート調査を行いました。

●調査概要●

調査期間	平成22年3月8日～3月19日
調査対象	米子市内所在の企業から無作為に抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収
配布数	300社
回収数(回収率)	120社(40.0%)

質問1. 業種について(複数回答あり)

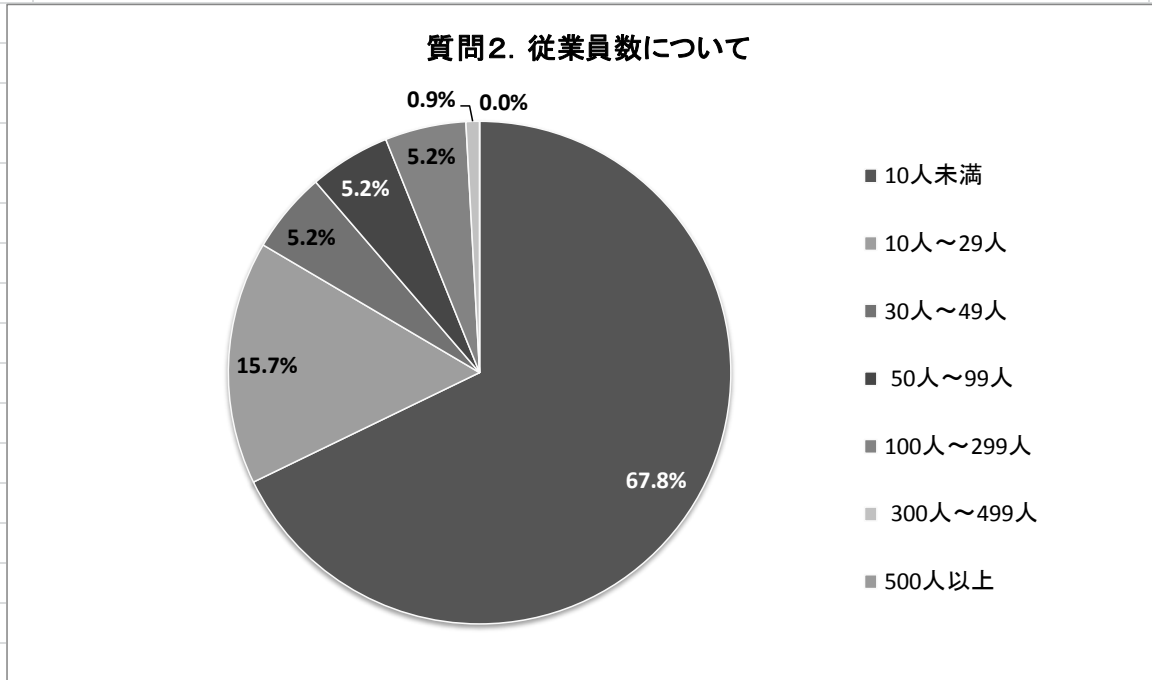
回答者の中で最も多かったのが「卸売・小売業・飲食店」で、次いで「サービス業」となっています。(選択肢のうち、農業、林業、漁業の回答者はなし)



市民アンケート [事業所編]

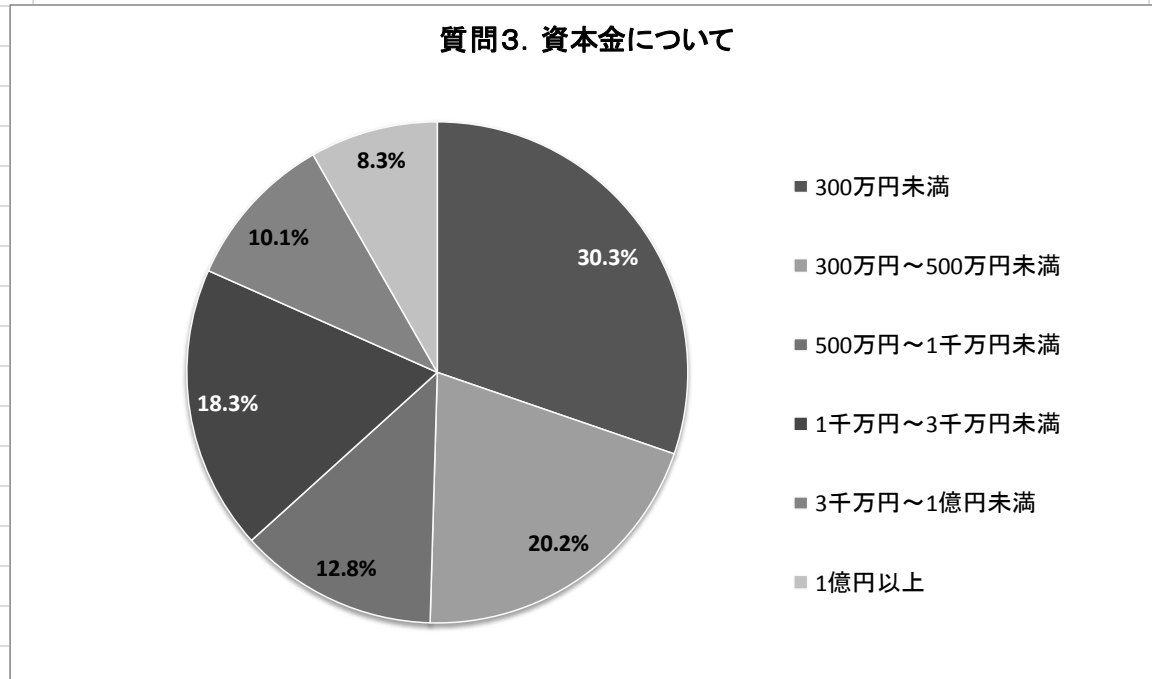
質問2. 従業員数について

「10人未満」との回答が最も多く、次いで「10人から29人」までとなり、これらを合わせると約83%になります。



質問3. 資本金について

「300万円未満」が最も多く、次いで「300万円から500万円未満」となっています。

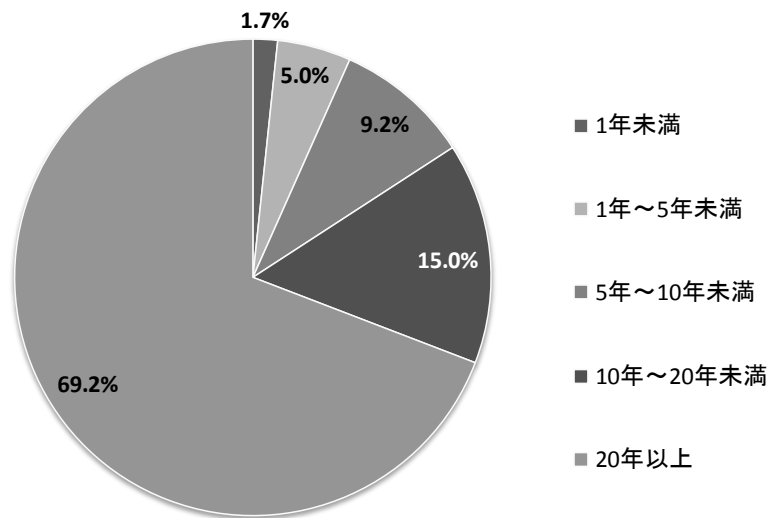


市民アンケート [事業所編]

質問4. 米子市における事業年数について

約69%が20年以上事業を行っているとの回答となっています。

質問4. 米子市における事業年数について



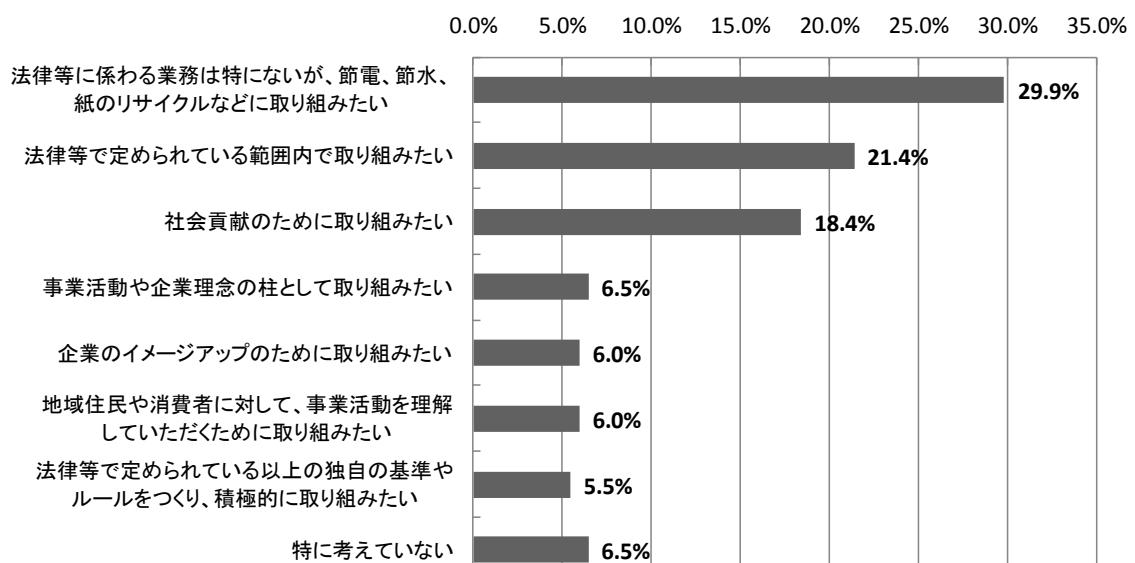
【環境に対する取り組みについて】

質問5. 環境にやさしい取り組みについて(複数回答あり)

総回答の内、上位3つは以下のとおりです。

- ・法律等に係わる業務は特にないが節電、節水、紙のリサイクルなどに取り組みたい
- ・法律等で定められている範囲内で取り組みたい
- ・社会貢献のために取り組みたい

質問5. 環境に対する取り組みについて

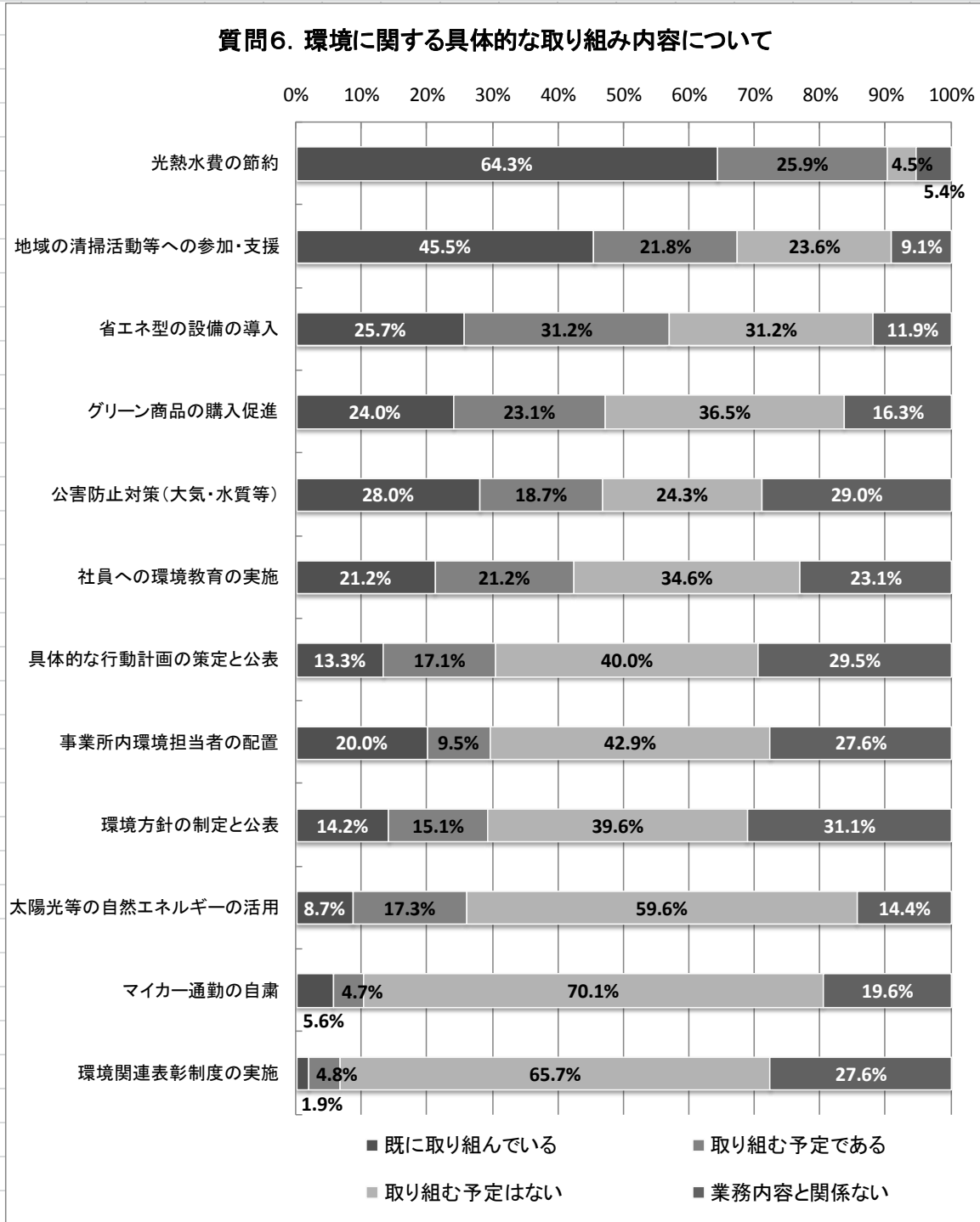


市民アンケート [事業所編]

【環境にやさしい具体的な取り組みについて】

質問6. 環境に関する具体的な取り組み内容について

”光熱水費の節約”に「既に取り組んでいる」が64.3%、「取り組む予定である」を加えると90.2%になります。一方、”環境関連表彰制度の実施”と”マイカー通勤の自粛”について「取り組む予定はない」がそれぞれ65.7%、70.1%となっています。



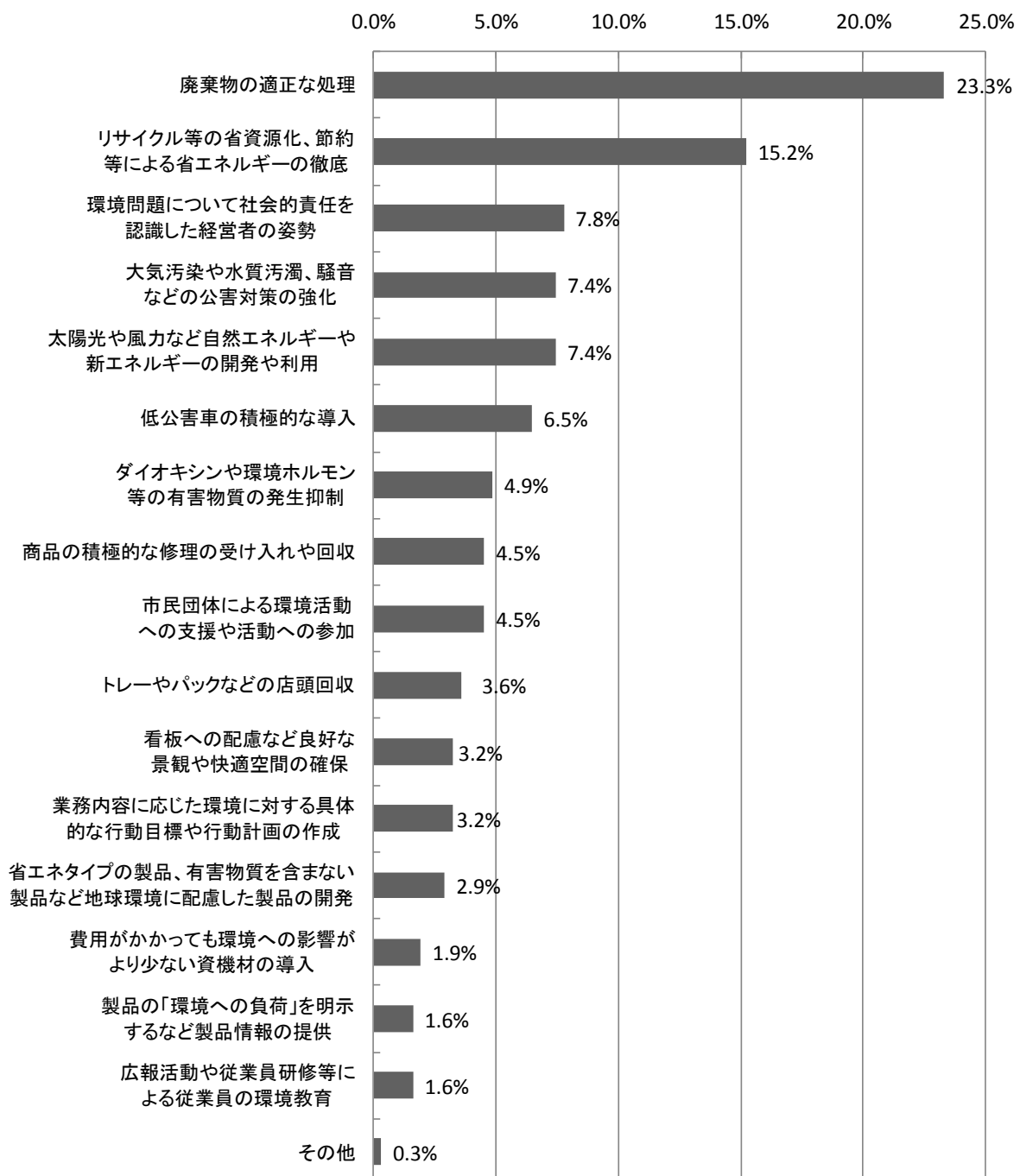
【環境を改善するための今後の活動について】

質問7. 環境保全のために事業者求められる配慮について(複数回答あり)

総回答の内上位2つは以下のとおりです。

- ・廃棄物の適正な処理
- ・リサイクル等の省資源化、節約等による省エネルギーの徹底

質問7. 環境保全のために事業者求められる配慮について

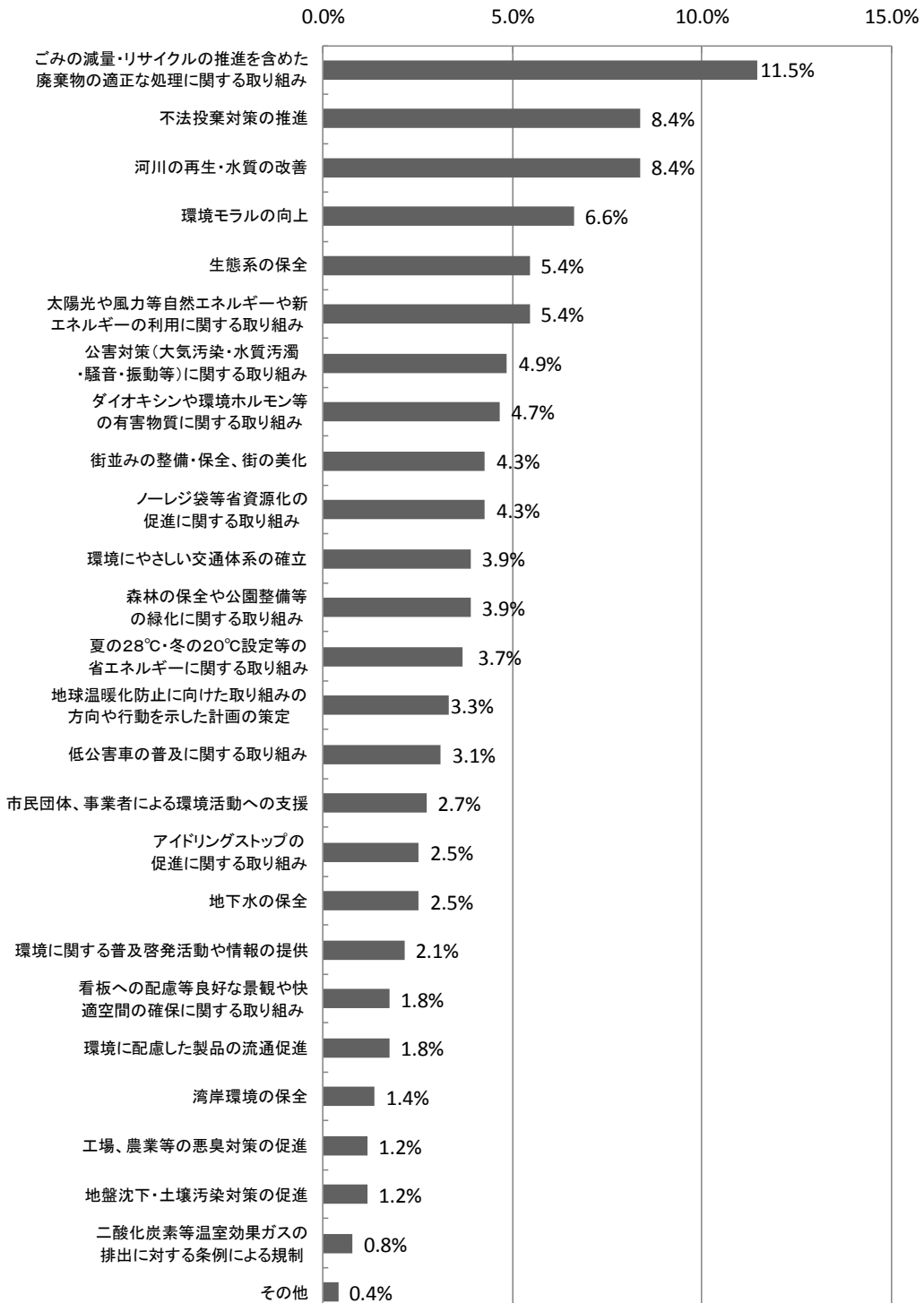


市民アンケート [事業所編]

質問8. 環境改善のための重点施策について(複数回答あり)

総回答の内、最も多い回答は、「ごみの減量・リサイクルの推進を含めた廃棄物の適正な処理に関する取り組み」でした。

質問8. 環境改善のための重点施策について

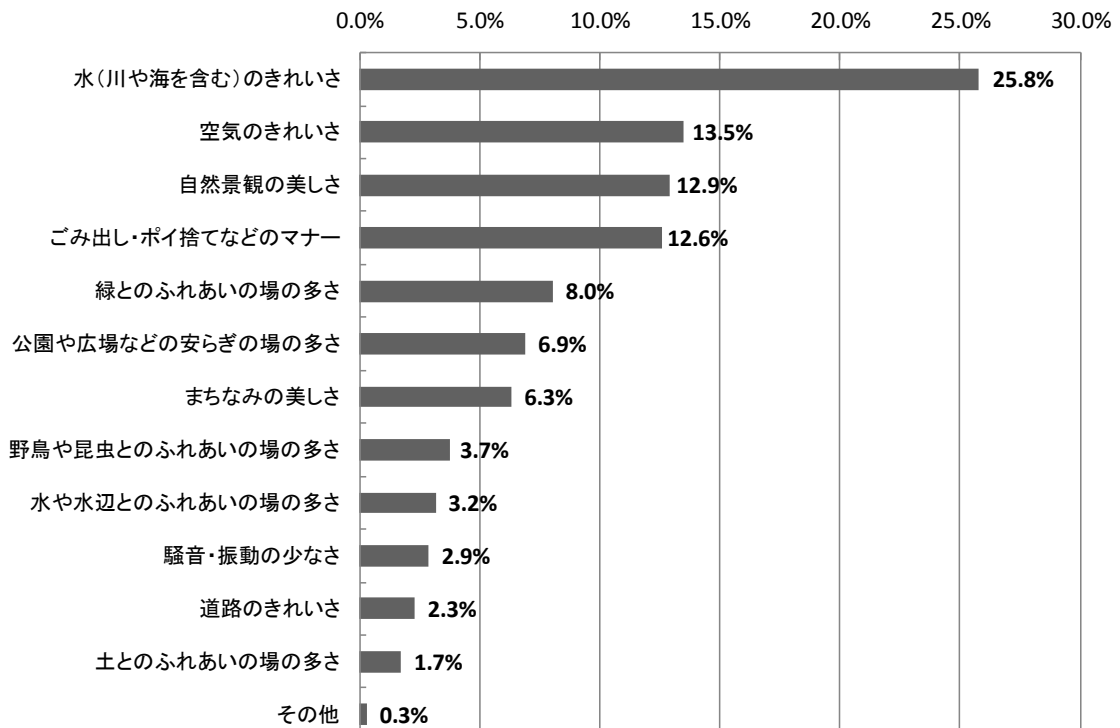


市民アンケート [事業所編]

質問9. 将来の世代に残したい環境について(複数回答あり)

総回答の内、「水(川や海を含む)のきれいさ」が最も多くなっています。

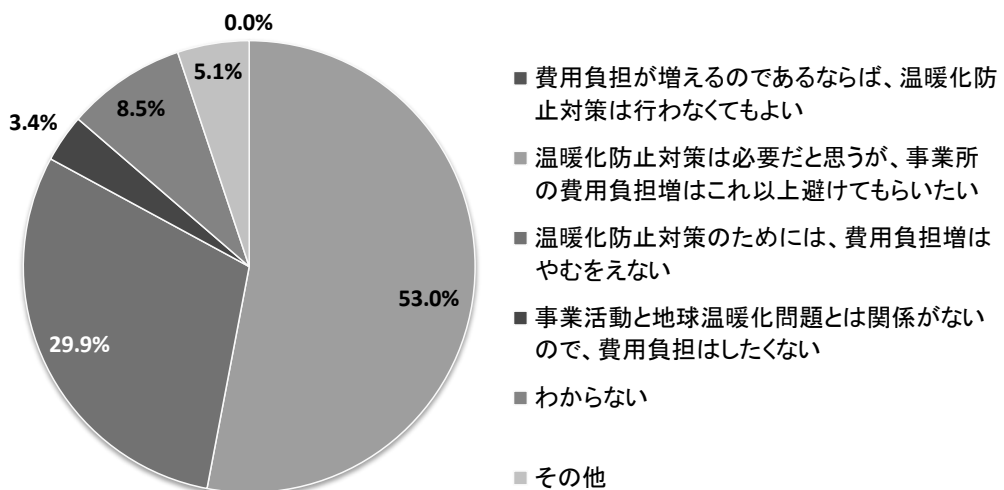
質問9. 将来の世代に残したい環境について



質問10. 地球温暖化防止のための費用負担について

「温暖化防止対策は必要だと思うが、事務所の費用負担増はこれ以上避けてもらいたい」という回答が最も多く、次いで「温暖化防止対策のためには、負担増もやむをえない」となっています。

質問10. 地球温暖化防止のための費用負担について



2 計画策定の経緯

(1) 策定経過

年 月 日	組織名称、報告・検討内容等
平成 21 年 12 月 22 日	平成 21 年度第 1 回環境審議会に諮問
平成 21 年 12 月 22 日	第 1 回米子市環境審議会 ・米子市環境基本計画の策定について
平成 22 年 2 月 12 日	第 1 回米子市環境基本計画策定懇話会 ・環境審議会と同内容
平成 22 年 3 月	・市民アンケート調査（市民 1200 世帯）3 月 2 日～3 月 12 日 ・ “ ” （事業所 300 社） 3 月 8 日～3 月 19 日
平成 22 年 7 月 27 日	第 2 回米子市環境基本計画策定懇話会 ・米子市の環境に関するアンケート調査結果 ・米子市環境基本計画の構成案
平成 23 年 1 月 26 日	第 3 回米子市環境基本計画策定懇話会 ・米子市の環境に関する現状及び課題について ・具体的施策について ・今後のスケジュール等について
平成 23 年 2 月 18 日	第 4 回米子市環境基本計画策定懇話会 ・目指すべき環境像及び重点施策について
平成 23 年 4 月 13 日	第 5 回米子市環境基本計画策定懇話会 ・目指すべき環境像について
平成 23 年 5 月 19、24、27、28 日	住民懇談会（計 4 回開催）
平成 23 年 6 月 2 日	第 6 回米子市環境基本計画策定懇話会 ・住民懇談会の報告 ・目指すべき環境像について
平成 23 年 7 月 21 日	第 7 回米子市環境基本計画策定懇話会 ・素案について
平成 23 年 8 月 26 日	第 8 回米子市環境基本計画策定懇話会 ・米子市の具体的施策・市民及び事業者の行動指針について
平成 23 年 9 月 22 日	第 9 回米子市環境基本計画策定懇話会 ・米子市の具体的施策・市民及び事業者の行動指針について ・計画の推進方策について
平成 23 年 9 月 26 日	淀江地域審議会に諮問（第 1 回）
平成 23 年 10 月 13 日	第 10 回米子市環境基本計画策定懇話会 ・米子市環境基本計画素案について
平成 23 年 10 月 19 日 ～ 11 月 17 日	市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施 ・意見提出：7 名
平成 23 年 11 月 21 日	平成 23 年度第 1 回米子市環境審議会
平成 23 年 11 月 29 日	淀江地域審議会（第 2 回）
平成 23 年 12 月 5 日	平成 23 年度第 2 回米子市環境審議会
平成 23 年 12 月 9 日	米子市環境審議会答申
平成 24 年 1 月 13 日	淀江地域審議会（第 3 回）
平成 24 年 2 月 20 日	淀江地域審議会（第 4 回）
平成 24 年 2 月 24 日	淀江地域審議会答申

■米子市環境審議会委員名簿

委員名	役職名 (平成21年12月10日現在)	備考
飯塚 舜介	鳥取大学大学院医学系研究科准教授	会長
黒沢 洋一	鳥取大学医学部教授	
岡本 幹三	鳥取大学医学部講師	
國井 秀伸	島根大学汽水域研究センター教授	
清家 泰	島根大学総合理工学部教授	
井藤 和人	島根大学生物資源学部教授	
兼子 朋也	米子工業高等専門学校准教授	
田原 麻里	米子工業高等専門学校准教授	
金涌 孝則	鳥取県西部総合事務所生活環境局副局長	
谷本 晴美	鳥取県西部農業協同組合代表理事常務	
武良 賢治	米子市漁業協同組合代表理事組合長	
松本 順次	米子市商工会議所部長	
梅林 浩史	米子市自治連合会副会長	副会長
西村 俊	米子市環境をよくする会副会長	
河本 六美	淀江地域ボランティアほほえみ	
赤尾 紀子	米子市女性人材バンク	
松本 寿栄子	米子市女性人材バンク	
中島 啓子	米子市女性人材バンク	
西村 勇治	公募委員	
島林 昌子	公募委員	
松井 剛正	公募委員	
(任期：平成21年12月10日～平成23年12月9日まで)		

■ 米子市環境基本計画策定懇話会委員名簿

委員名	役職名 (平成21年11月24日現在)	備考
小田 耕平	米子工業高等学校教授	会長
角田 章	米子地区環境問題を考える企業懇話会代表	
松浦 啓介	米子青年会議所役員	
山崎 智子	NPO 法人日本野鳥の会鳥取県支部	
上村 文乃	米子生活学校連絡協議会	
内藤 武夫	中海再生プロジェクト	
長谷川 武司	とっとり環境ネットワーク	副会長
藤井 協子	米子市こどもエコクラブ	
池田 成	公募委員	
藤井 邦浩	公募委員	
(任期：平成21年11月24日～平成23年12月31日まで)		

(3) 米子市環境基本計画策定懇話会設置要綱

(設置及び所掌事務)

第1条 米子市環境基本条例（平成17年米子市条例第95号）第8条第1項に規定する米子市環境基本計画（以下「基本計画」という。）の原案の策定に関して必要事項を協議し、及び意見を聴取するため、米子市環境基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民団体に属する者
- (2) 事業者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、基本計画の策定の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 懇話会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総括し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 懇話会は、必要があると認めるときは、学識経験者等の意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、環境政策局環境政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月10日から施行する。

■ 米子市淀江地域審議会委員名簿

委員名	選出区分	備考
松田 正	市議会議員	
松本 松子	市議会議員	
渡辺 照夫	市議会議員	
鴨田 啓一郎	自治会代表	
広戸 俊郎	自治会代表	
村澤 毅	自治会代表	
高西 史郎	公共の団体	
安野 千賀子	公共の団体	
竹田 幸一	公共の団体	
田中 秀明	学識経験者	会長
轟 理恵子	学識経験者	
古川 拓郎	学識経験者	副会長
澤口 潔	公募委員	
天満 巧	公募委員	
三鴨 秀文	公募委員	
(任期：平成 23 年 9 月 26 日～平成 26 年 9 月 25 日)		

(4) 諮問・答申

■ 諮問書

発米環政第 403 号
平成 21 年 12 月 22 日

米子市環境審議会
会長 飯塚 舜 介 様

米子市長 野坂 康夫

「米子市環境基本計画」の策定について（諮問）

米子市環境基本条例第 19 条第 2 項の規定により、下記について諮問いたします。

記

米子市環境基本計画（米子市環境基本条例第 8 条第 1 項）の策定について

発米環政第 400 号
平成 23 年 9 月 26 日

米子市淀江地域審議会会長 様

米子市長 野坂 康夫

「米子市環境基本計画」の策定について（諮問）

米子市淀江地域審議会条例第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、下記について諮問いたします。

記

米子市環境基本計画（米子市環境基本条例第 8 条第 1 項）の策定について

■答申書

答 申 書

平成 23 年 12 月 9 日

米子市長 野坂康夫様

米子市環境審議会
会長 飯塚舜介

平成 21 年 12 月 22 日付けで諮問を受けた「米子市環境基本計画」(案)について、本審議会では慎重に審議を重ねた結果、その内容を妥当なものとして認めましたので答申します。

なお、計画の推進に当たっては、審議の過程で出された意見・提言等を十分に尊重されることを要望します。

答 申 書

平成 24 年 2 月 24 日

米子市長 野坂康夫様

米子市淀江地域審議会
会長 田中秀明

平成 23 年 9 月 26 日付発米環政 400 号により貴職から諮問を受けた「米子市環境基本計画の策定」について、本審議会では審議を重ねた結果、この程結論を得るに至ったので、次のとおり答申する。

答 申

本審議会は、これを妥当なものとする。

なお、審議会の審議の過程で出された提言・意見を十分に反映し、市民の目線に立った計画を策定すること。

3 米子市環境基本条例

平成17年3月31日 条例第95号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画等（第7条－第10条）

第2節 環境施策（第11条－第18条）

第3章 米子市環境審議会（第19条－第24条）

附則

私たち米子市民は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山に連なる緑あふれる山々に抱かれながら、地域固有の文化を育みつつ、長い歴史を形作ってきた。これら豊かな自然の恵みをはじめとする地域の環境は、先人から受け継いだかけがえのない市民の財産であり、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠くことのできないものである。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の拡大や資源浪費型の生活形態への変化は、生活の利便性を高めていく一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしてきている。

このような現状を認識した上で、人と自然との共生と資源の循環を基本として、環境の保全及び快適な環境の創造に努め、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことが、今、人類すべてに課せられた重大な責務である。

私たち米子市民は、一人ひとりの行動と連携により、自然、歴史、文化等地域の特性を生かした環境の保全及び快適な環境の創造に努めるとともに、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、ここに条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び快適な環境の創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について基本理念を定め、市、市民及び事業者の果たすべき責務及び役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状況又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採取のための土地

の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその成育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、歴史、文化等地域の特性を生かした潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源の循環を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として行わなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において着実に取り組むことにより、積極的に推進しなければならない。

(市の責務及び役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策(以下「環境施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者の自主的な環境の保全及び創造に関する取組を支援するとともに、これに協力するものとする。

(市民の責務及び役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の排出の抑制等、環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務及び役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任において、事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境を保全するために必要な措置を積極的に講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生及び排出の抑制等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めなければならない。

3 事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画等

(環境施策の基本方針)

第7条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、施策相互の連携を図るとともに、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保

(2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全

(3) 地域の特性を生かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造

(4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進

(5) 地球環境保全に資する取組の推進

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、第19条第1項の米子市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性を図るとともに、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2節 環境施策

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるように、環境の保全及び創造に関する教育並びに市民及び事業者の自主的な学習及び活動を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに、市民に対してこれを適切に提供するように努めるものとする。

(公害等の防止)

第13条 市は、公害を防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成及び負担)

第14条 市は、市民及び事業者が行う環境への負荷の低減のための自主的な活動を促進するため、助成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷を低減するために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、必要な範囲において負担を求めることができる。

(資源の循環的利用等の促進)

第15条 市は、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第16条 市は、市民及び事業者と連携し、環境施策を計画的かつ効果的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第17条 市は、地球環境保全及び広域的な取組を要する環境施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(監視体制等の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

第3章 米子市環境審議会

(設置及び所掌事務)

第19条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するため、米子市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、環境の保全及び創造に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 民間団体の代表者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(部会)

第23条 審議会に、必要に応じて部会を置き、会長の指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会に関する事務を総括する。

4 部会長は、部会において調査審議した事項を審議会に報告するものとする。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

4 米子市の具体的施策・市民及び事業者の行動指針一覧表

推進する施策	米子市の具体的施策	市民の行動指針	事業者の行動指針	所管課	
1-(1)-1 温室効果ガス排出量の抑制	①地球環境問題への意識向上	○省エネ行動の促進を図るための啓発を行う。 ○地球温暖化防止月間（12月）の周知など温暖化防止に関する啓発を行う。 ○環境フェアなどの各種啓発イベントの実施及び参加・協力をを行うとともに、環境に関する出前講座を実施する。 ○関連法令などに基づき、市内で廃棄される冷蔵庫やエアコンなどの製品の代替フロンについて適正な回収・処理の普及啓発を推進する。	○啓発イベントなどに参加する。 ○環境に関する出前講座を活用する。	○啓発イベントなどに参加する。 ○環境に関する出前講座などを活用し、雇用者を対象に地球環境やエネルギー問題に関する研修などを行う。 ○冷凍機など代替フロンを使用した機器の廃棄時に、適切な代替フロン回収を行う。	環境政策課
	②省エネルギー・省資源化の推進	○LED照明、家庭用燃料電池、高効率給湯器などの省エネルギー機器の普及を促進する。 ○改正省エネ法（正式名称：エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づく中長期計画を実行する。 ○YES（正式名称：米子市環境マネジメントシステム）及び「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」に基づき、率先して省エネルギーに努める。 ○国内クレジット制度（国内排出量削減認証制度）について調査・研究を行う。	○代替フロン使用商品を廃棄する時に、代替フロン回収に協力する。 ○電化製品などの買い替え時には、省エネルギー型商品を購入・使用する。（LED照明など）	○省エネルギー型製品や技術の開発に努める。 ○環境保全担当の責任者や部署の設置など、環境に配慮した事業体制の整備に努める。 ○オフィスや製造現場への省エネルギー型機器の導入に努める。 ○電気・ガス・灯油などの節約、節水及び再生紙利用など、環境負荷の少ないオフィスづくりを推進する。 ○環境管理システム（環境マネジメントシステム）の導入に努める。	環境政策課
		○住宅の新築・改築時には断熱効果などを考慮した省エネルギー型の住宅にするよう努める。 ○電気・ガス・灯油などの節約に努める。			
1-(1)-2 再生可能エネルギーの導入	①再生可能エネルギーの導入	○再生可能エネルギーに関する情報収集及び情報提供を行う。 ○計画的な再生可能エネルギーの導入について検討する。 ○太陽光発電システムなどの設置に補助金を交付し、導入推進を図る。 ○産官学の連携により、温泉熱などの再生可能エネルギー技術の開発・普及を促進する。 ○メガソーラーなどの大規模な再生可能エネルギー導入企業に対する支援の在り方を検討する。 ○施設の設備更新時には、再生可能エネルギーの導入を推進する。 ○ごみ焼却施設における廃棄物発電の有効利用を推進する。 ○スマートグリッドなどのエネルギーの有効活用について調査・研究を行う。	○再生可能エネルギーの利用に努める。	○再生可能エネルギーに関する技術開発を進める。	環境政策課 環境事業課
1-(1)-3 省エネ型交通システムの推進	①自動車利用の抑制	○ノーマイカーデーなどを率先して行い、自動車利用の自粛を市民・事業者へ啓発する。 ○カーシェアリングなど自動車の利用形態について検討する。 ○自転車を利用しやすい環境・システムづくりの在り方について研究を行う。	○公共交通機関や自転車を積極的に利用し、自動車の使用を可能な限り減らすよう努める。	○公共交通機関や自転車を積極的に利用し、マイカー通勤の自粛などによって、自動車の使用を可能な限り減らすよう努める。	地域政策課 環境政策課 総務管財課 経済戦略課
	②低公害車などの導入やエコドライブの推進	○電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド車などの低公害車の導入や使用に努める。 ○電気自動車などの購入補助制度の普及啓発を行う。 ○電気自動車用急速充電器の率先導入を行う。 ○事業所などへの電気自動車用普通充電器の普及を促進する。 ○アイドリングストップ運動に県と連携して取り組む。	○排出ガス性能、燃費性能に優れた低公害車・低燃費車の購入や使用に努める。	○排出ガス性能、燃費性能に優れた低公害車・低燃費車の導入や使用に努める。 ○電気自動車用普通充電器の設置に努める。 ○急発進、急加速は控え、駐停車中のアイドリングストップを実践するなどエコドライブを心がける。	
	③環境に配慮した物流体系づくり	○物流業種の集積化を進め、物流体制の効率化を図る。	○急発進・急加速は控え、駐停車中のアイドリングストップを実践するなどエコドライブを心がける。	○共同輸配送システムを導入するなど物流の合理化を図り、車両の走行量を削減する。 ○積載効率の向上を図る	
1-(1)-4 オゾン層の保護	①オゾン層の破壊防止対策	○フロンガスなどによるオゾン層の破壊について情報を提供し、市民意識の高揚を図る。 ○フロン使用商品の廃棄について適正な回収・処理の普及啓発を推進する。	○オゾン層の保護について関心を持つ。 ○フロン使用商品を廃棄する時に、フロン回収に協力する。	○フロン使用商品を廃棄する時に、フロン回収・処理を行う。	環境政策課
1-(2)-1 4Rの推進	①ごみの発生抑制（リデュース）の推進	○レジ袋削減のため、マイバック持参運動を推進する。 ○包装の適正化を図るため、関係団体に要請する。	○買い物の時はマイバッグを持参し、レジ袋を断るよう努める。 ○過剰包装を断り、簡易包装の普及に協力する。	○レジ袋削減のため、マイバック持参運動を推進する。 ○消費者、梱包材メーカー、商品メーカーなどと協力し、簡易包装を推進する。	環境政策課

推進する施策	米子市の具体的施策	市民の行動指針	事業者の行動指針	所管課	
②ごみの減量（リデュース）の推進	○ごみの減量化について、自治会・公民館などで説明会を実施する。 ○家庭ごみ排出抑制を啓発する。	○使い捨て型のライフスタイルを見直し、物の大切さを再認識する。 ○長期間使用できる商品及び修理体制の充実した商品の購入に努める。	○ごみになりにくい商品の提供に努める。		
	○生ごみ減量化のため、生ごみ処理機などの普及促進を図る。	○生ごみは生ごみ処理機・コンポスト容器(生ごみ処理容器)などを利用して、たい肥化するように努める。			
	○「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」に基づき、率先してごみの減量化に取り組む。		○雇用者に対して研修などを行い、ごみの減量化に努める。		
③再使用（リユース）の推進	○「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」に基づき、率先して再使用に取り組む。	○繰り返し使用できる商品の購入・使用に努める。 ○修理可能なものは、できるだけ修理して使用するよう努める。	○修理サービスの充実を図る。 ○生産・建設過程で発生する副産物・廃棄物の再利用を図る。	環境政策課 環境事業課	
	④再生利用（リサイクル）の定着	○ごみの減量化、リサイクルに関する啓発及び各種情報の提供を行う。	○ごみの分別を徹底し、リサイクルとごみの減量化に努める。 ○リサイクルしやすい商品の購入に努める。		○ごみの分別を徹底し、リサイクルとごみの減量化に努める。 ○リサイクルしやすい商品の購入に努める。
		○環境フェアなどの各種イベントでの啓発を図る。			○わかりやすい材質表示を行うとともに、リサイクルを促すような表示を行うよう努める。
		○クリーンセンター、リサイクルプラザの見学会を行う。 ○リサイクル推進員及び自治会などとの連携を強化するとともに、住民説明会を通じて指導・啓発を行う。			
		○地域の資源ごみ回収団体の育成を図る。	○地域の資源ごみ回収団体が実施する資源ごみ回収に積極的に協力する。		
		○販売業者に自主的な店頭・拠点回収を要請する。	○スーパーなどで行われる店頭拠点回収を積極的に利用する。 ○エコショップ(ごみ減量化・リサイクル推進協力店：鳥取県認定)に対する理解を深め、協力する。		○スーパーなどで行われる店頭拠点回収を積極的に利用する。 ○エコショップ(ごみ減量化・リサイクル推進協力店：鳥取県認定)に対する理解を深め、協力する。
○「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」に基づき、率先して再生品の購入に取り組む。	○再生品の購入に努める。	○再生品の購入に努める。			
1-(2)-2 廃棄物の適正処理	①廃棄物の適正処理	○分別収集によって資源化を図り、焼却量を削減し、環境への負荷軽減に努める。 ○焼却施設からの排出ガス濃度を継続的に監視するとともに、法令及び自主規制値を厳守し、排出状況の測定結果を公表する。 ○一般廃棄物処理施設の効率的な運用を図る。 ○一般廃棄物処理施設の基幹的整備を実施する。 ○鳥取県西部広域行政管理組合と連携して焼却灰の適正処理と、新たな最終処分場の確保を図る。 ○広域可燃ごみ処理施設の設置を検討する。	○一般廃棄物・産業廃棄物の区分に基づいて、適正に処理を行う。 ○マニフェストにより、産業廃棄物の適正な処理・処分を行う。	環境政策課 環境事業課	
	②不法投棄防止対策	○関係機関や地域住民と連携し、監視体制の強化を図る。 ○不法投棄多発地域をパトロールし、不法投棄物の早期発見・撤去に努める。	○業者選定を含めて、最終処分まで責任を持つ。 ○土地所有者は、不法投棄されないよう防止に努める。		
1-(2)-3 環境にやさしい商品の利用	①環境にやさしい商品の利用	○エコマーク商品、グリーンマーク商品などに関する情報を提供する。	○エコマーク商品、グリーンマーク商品などに認定されたものを購入するように努める。	環境政策課	
		○事務用品などを購入する際は、「米子市グリーン購入調達方針」に基づき、率先して再利用・省資源商品の購入に取り組む。			
2-(1)-1 大気汚染防止対策の推進	①暮らしに伴う大気環境負荷の低減	○家庭ごみの野焼き行為の防止について啓発を行う。	○異臭などの異常を感じたら、市へ連絡する。 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、家庭ごみの野焼きを止め、悪臭などを発生させない。	○異臭などの異常を感じたら、市へ連絡する。	
	②工場、事業所などによる大気汚染の防止	○環境基準設定項目を中心に常時監視を継続し、大気汚染にかかる環境基準の達成・維持に県と連携して努める。 ○光化学オキシダント緊急時における市民への周知対策を推進する。	○黒煙・異臭・粉塵などの異常を感じたら、市へ連絡する。	○大気汚染物質の排出抑制に配慮した施設や設備の導入に努める。	
2-(1)-2 生活排水の適正処理	①生活排水対策	○水質汚濁にかかる環境基準の達成・維持に向け、常時監視を県と連携して実施する。 ○「中海に係る湖沼水質保全計画」、「米子市生活排水対策推進計画」に基づいた水質浄化対策を推進する。	○環境に配慮した洗剤の使用や、食器の付着汚れは紙などで拭き取るなど、適正な排水に努める。	○事業所排水を適正に管理する。	

推進する施策		米子市の具体的施策	市民の行動指針	事業者の行動指針	所管課
		<ul style="list-style-type: none"> ○住民で組織する「米子市環境をよくする会」、「加茂川を美しくする運動連絡協議会」など、水環境保全団体の活動支援を行う。 ○除草や浚渫、側溝、道路清掃を推進するなど流出水対策を講じる。 ○下水道など整備地域において水洗化の促進を図る。 ○公共施設の下水道施設への接続及び合併処理浄化槽の設置を推進する。 ○合併処理浄化槽の普及のための助成制度の周知を図る。 ○下水道未整備地区において計画的に整備を行う。 ○下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、長寿命化支援制度を活用して効率的な改築・更新を行う。 ○下水道汚泥を資源化により有効利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の河川などの清掃活動に協力・参加する。 ○公共下水道や農業集落排水の整備済み地域においては、速やかに下水道施設への接続を行う。 ○下水道未整備地区においては、合併処理浄化槽の設置に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の河川などの清掃活動に協力・参加する。 ○公共下水道や農業集落排水の整備済み地域においては、速やかに下水道施設への接続を行う。 ○下水道未整備地区においては、合併処理浄化槽の設置に努める。 	施設課
2-(1)-3 事業活動における水環境の保全	①水環境の保全	○公共用水域(中海、河川など)については、関係機関と協力して事業所排水の指導の充実を図り、水質浄化を推進する。	○汚濁や異臭などの異常を感じたら、市へ連絡する。	○排水処理設備を整備・点検する。 ○排水のモニタリングを実施する。 ○排水などの地下浸透防止に努める。	環境政策課 農林課 商工課 経済戦略課
		○地下水汚染対策として、施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理を推進する。		○農畜産業においては、適切な施肥や家畜排せつ物の適正な管理に努める。	
		○環境にやさしい農業を県と連携して推進する。 ○環境保全型農業直接支援対策を推進し、地域の水環境の向上を図る。			
		○需要に応じた工業用水の確保と安定供給を実施する。		○事業活動における水の節約や循環利用を進める。	
2-(1)-4 水源の保全	①水源の保全	○水源の再生、更新及び水源開発を推進する。 ○水源かん養林の保全及び育成を行う。	○水源上流部での環境保全に留意する。	○水源上流部で開発行為を行う場合や排水時においては、環境保全に留意する。	水道局 環境政策課
		○自然と環境の保全に向けた啓発活動を推進する。			
		○雨水利用及び雨水浸透枡の設置について調査・研究を行う。 ○県と連携して地下水源の保全に努める。			
2-(2)-1 騒音・振動・悪臭の防止	①騒音・振動対策の推進	○適切な騒音防止対策を講じるため、騒音監視の充実を図る。 ○特定建設作業時の騒音・振動発生抑制を指導する。	○時間帯や音量を考え、近隣騒音を発生させないなど、日常生活におけるマナーやルールを守る。	○事業所、特定建設作業における騒音・振動を防止する。 ○深夜営業時は音量を下げ、防音対策を実施する。 ○事業用車両を適正に管理し、騒音を発生させない。	環境政策課
		○事業者に対する防音対策の指導を行う。			
	○近隣自治体や県と連携し、航空機騒音対策を推進する。 ○近隣騒音に対する相談内容を把握し、早期対策を講じる。				
	②悪臭の防止対策の推進	○地域で発生する悪臭を抑制するため、その発生源に対して悪臭防止法や条例に基づく指導を行うとともに、市民の意識啓発に取り組む。 ○工場・事業所及び飲食店などに対し、施設の適正管理についての指導を行い、悪臭防止対策を推進する。			
2-(2)-2 汚染物質などの適正化	①有害化学物質対策の推進	○有害化学物質についての正しい情報を、県と連携して市民・事業者提供に努める。	○有害化学物質などについて関心を持つ。	○ホルムアルデヒドを含む建材などによる環境汚染を防止する。 ○有害化学物質などについては「P R T R法」による管理を徹底する。	環境政策課 建築指導課
		○アスベスト撤去支援事業を進める。 ○土壌汚染対策を県と連携して行う。	○油脂類・農薬などの適正な処理を行う。	○有害化学物質などを適正に管理し、土壌や地下水の汚染を防止する。 ○最適な技術を用いた設備の導入、使用の合理化、回収、再利用、代替物質への転換などの対策を進める	
2-(2)-3 新たな環境問題への対応	①新たな環境問題の情報収集	○新たな環境問題に関する情報収集を行う。			環境政策課
2-(3)-1 放射線量のモニタリング、情報提供	①環境放射線量のモニタリング、情報提供	○環境放射線モニタリング情報の入手に、国・県などと連携して努めるとともに、モニタリング結果を公表する。	○情報収集を行うとともに、原子力発電や放射性物質などに関する正しい理解に努める。	○情報収集を行うとともに、原子力発電や放射性物質などに関する正しい理解に努める。	防災安全課
		○中国電力に対して、島根原子力発電所の安全対策の充実と安全協定の改定を求める。 ○食品の放射能検査による食の安全安心に努める。	○緊急時には、県や市の必要に応じた避難指示などに従う。	○緊急時には、県や市の必要に応じた避難指示などに従う。	

推進する施策		米子市の具体的施策	市民の行動指針	事業者の行動指針	所管課
3-(1)-1 森林の保全と活用	①森林の整備・保全	○間伐、枝打ちなど造林保育事業を推進する。 ○松くい虫防除事業を推進する。		○森林の違法開発及び森林への不法投棄の防止に努める。	農林課
3-(1)-2 農地の保全と活用	①優良農地の保全と集積の促進	○農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく土地利用及び担い手の育成を推進する。 ○農地の集約化を図り、農家の規模拡大を促進する。 ○農業振興地域整備計画に基づく農用地区域内の耕作放棄地対策事業を促進する。		○利用権設定など制度を利用し、耕作放棄地を生じさせない。	農林課
	②環境にやさしい農業の推進	○「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」に基づき有機農業など環境にやさしい農業を県と連携して推進する。			
3-(1)-3 環境に配慮した漁業の推進	①環境に配慮した漁業の推進	○廃船や漁網などの廃棄物の適正処理を啓発する。 ○魚礁の設置などによって整備された沿岸漁場を適正に管理することで、効率的な漁業活動を支援する。	○海洋・河川への廃棄物投棄をしない。	○廃船や漁網などの廃棄物を適正に処理する。	水産振興室
3-(1)-4 食物の地産地消の推進	①食物の地産地消の推進	○地産地消に関する情報を提供する。 ○地産地消促進のため、学校給食への地場農畜産物の使用に努める。 ○中海圏域の特産食材を取り入れた給食を実施する。 ○栄養教諭などによる学校訪問を行い、食育を推進する。 ○鳥取県及びJAと食材の生産・流通などについて情報交換を行う。	○できるだけ地場産品を購入する。	○地元農産物の加工品の生産を促進する。	農林課 学校給食課
3-(1)-5 自然豊かな水辺のあるまちづくり	①水辺環境の保全・再生	○ラムサール条約登録湿地である中海の賢明な利用などの支援及び調査・研究を県と連携して行う。 ○自然環境の保全・自然再生事業を県と連携して支援する。	○水辺の清掃活動などに協力・参加する。	○水辺の清掃活動などに協力・参加する。	環境政策課
3-(2)-1 野生動植物の保護	①野生動植物の保護	○希少野生動植物は、県に協力して保護に努める。	○野生動植物をむやみに持ち帰らない。	○自然環境の調査・研究及び情報収集に協力する。	環境政策課
3-(2)-2 生態系を守る取り組み	①生息空間の保全・創造	○生物多様性の重要性を啓発する。 ○生物多様性の保全・持続可能な利用を推進する。	○生物の生息環境を保全する取り組みに積極的に参加する。	○生物種や生態系の保全対策を適切に行う。	環境政策課
3-(2)-3 特定外来生物対策	①特定外来生物の防除	○特定外来生物の防除を県と連携して啓発する。 ○在来生物に悪影響を及ぼす可能性のある特定外来生物に対して駆除を行う。	○外来生物被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を守る。	○外来生物被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を守る。	環境政策課
4-(1)-1 緑あふれるまちづくり	①緑の保全	○「緑の基本計画」に基づき、これまでの緑に係る施策を基本的に継承し、樹林地・農地などの保全・再生を目指す。	○雑木林などでの自然観察会や作業体験に参加し、自然環境保全への理解を深める。	○事業活動の中で、緑の保全の推進に協力する。	維持管理課
	②緑化の推進	○市街地における緑の創出と、都市景観向上のため公共施設の緑化を推進する。	○建物の屋上、壁面、敷地内（庭やベランダ）において、緑のカーテンなどの緑化を推進する。	○敷地内の緑化を進める。 ○屋上緑化、壁面緑化、塀の生垣化を進める。	維持管理課 農林課
		○市民との協働による緑化活動の推進を図るため、樹木のオーナー認定、緑化活動団体の支援、緑化イベントなどの支援に努める。 ○緑豊かな住宅地の保全や市街地での緑の創出を図るため、市民主体の緑地協定の締結を促進する。 ○自然を活かした散策ルートの見直しや標識、施設などの更新整備を行い、自然とふれあえる場と機会を提供する。 ○「緑の基本計画」に基づき、日常生活に身近な街区公園の整備に努める。 ○緑の募金運動や一株植樹運動を通じて、緑化の推進を図る。	○緑化に関するイベントなどに参加し、緑化に対する意識を高める。	○地域での緑化活動に協力・参加する。	
4-(1)-2 適正な土地利用の推進	①調和のとれた土地利用の推進	○米子市都市計画マスタープランに基づき、効率的で計画的な土地利用を推進する。	○各種法規制に基づいた建築や開発を行う。	○各種法規制に基づいた建築や開発を行う。	都市計画課
4-(2)-1 自然・歴史的景観の保全と活用	①文化財の保全と活用	○指定文化財の保護管理と保存を促進し、文化財指定の促進を図る。 ○文化財の調査・研究の推進を図る。 ○文化財の展示・公開、歴史関係施設の活用を進め、文化財に関する普及活動やふれあう機会の提供を促進する。	○文化財への理解を深め、保護に協力する。 ○文化財の調査・研究に協力する。	○文化財への理解を深め、保護に協力する。 ○文化財の調査・研究に協力する。	文化課
	②伝統文化の継承と活用	○伝統工芸の保存・継承を図るとともに、伝統工芸の良さを広める。 ○伝統芸能・伝統行事への参加を促進する。	○伝統工芸の良さを理解し、保存・継承に協力する。 ○伝統芸能・伝統行事のイベントなどに参加し、伝統芸能・伝統行事を体感し、意義を理解する。	○伝統工芸の保存・継承を図る。 ○伝統芸能・伝統行事のイベントなどに協力する。	文化課
		○伝統工芸・伝統芸能・伝統行事など伝統文化を担う後継者の育成を図る。	○伝統文化の良さを理解し、後継者の育成に協力する。	○伝統文化の良さを理解し、後継者の育成に協力する。	
③観光資源の整備・活用	○地域資源を活用した全日本トライアスロン皆生大会などのイベント開催や、エコーリズム・スポーツツーリズムなど地域の特性・魅力を活かした体験型観光の育成と振興を図る。	○各種イベントなどへ積極的に関わり、地域資源に対する理解と活用の促進を図る。	○自然環境の保全、環境負荷に配慮した事業を推進する。	観光課	
4-(2)-2 まちなみ景観の保全	①景観の保全と形成	○米子市景観計画に基づく建築物・工作物などの建築や建設など、届出対象行為に係る事前届出書の審査、公共事業における事前通知制度、街なみ環境整備事業などにより、良好な景観の創出を行う。	○生け垣の設置や庭の植物の維持・管理に心がけ、美しいまちなみづくりに協力する。	○開発行為や建築物の新增改築においては、周辺環境との調和を図り、秩序ある景観形成に協力する。	都市計画課 文化課 地域政策課

推進する施策		米子市の具体的施策	市民の行動指針	事業者の行動指針	所管課
		○平成の都市景観施設賞などによる景観形成に関する啓発、景観形成市民団体などに対する技術的支援を行う。		○景観に配慮した屋外広告物の設置に努め、違法な広告を行わない。	
		○魅力ある景観を形成するため、景観形成重点区域の指定や屋外広告物の規制を行う。			
		○旧加茂川・寺町周辺地区街なみ環境整備事業、まちの案内看板設置事業などによる良好なまちなみを形成する。			
②きれいなまちづくりの推進		○環境美化推進区域の指定や環境美化の貢献者の顕彰による美化意識を啓発する。	○市内一斉清掃に参加する。	○事業所周辺の環境美化活動を行う。	環境政策課
		○市内一斉清掃や地域での清掃活動など、地域における実践活動を促進する。	○空き缶・たばこ・ごみなどのポイ捨て、犬のフンの放置をしない。		
		○「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」に基づいて、ごみのポイ捨てや犬のフンの放置防止を啓発する。	○危険家屋に係る市の現状調査に協力する。 ○所有者は所有家屋に対して適正な管理に努めなければならない。		
③危険家屋対策の推進		○危険家屋に係る本市の現状調査を実施するとともに、行政処分や支援制度など様々な角度から具体的な検討を行う。	○所有者は所有家屋に対して適正な管理に努めなければならない。	建設企画課 環境政策課	
5-(1)-1 環境情報の提供と共有	①環境情報の提供と共有	○環境保全活動の情報を様々な媒体を利用して市民へ公開する。 ○本市の環境の現況や取り組みの実績をまとめた年次報告「米子市の環境」を公表する。			環境政策課
5-(1)-2 あらゆる世代の環境学習の推進	①環境学習の推進	○公民館において公民館大学や各種講座を開催し、学習機会を提供するほか、ひとづくり・まちづくり推進事業などを実施し、地域の環境に対する理解や関心を高める。 ○児童・生徒及び企業の環境問題担当者などに対する環境学習の機会を、県及び鳥取県地球温暖化防止対策活動センターなどと連携して提供する。	○企業や地域などで開催する環境学習活動に参加する。	○企業や地域などで開催する環境学習活動に参加する。	環境政策課 生涯学習課 教育総務課
	②環境学習施設の整備	○環境学習施設の整備・充実を図る。 ○環境に配慮した学校環境の整備・充実を図る。			
	③人材の育成	○環境学習プログラムの企画・運営・指導などを担うことができる人材の育成を支援する。			環境政策課
5-(2)-1 参加と協働のまちづくり	①環境美化団体などの活動の促進	○環境美化団体などの環境保全活動への支援を行う。	○市や地域、ボランティア組織などが行う環境保全事業に積極的に参加する。	○社会貢献活動の機会を提供し、「ボランティア休暇」の実施など、雇用者が環境保全活動に参加しやすい環境づくりを進める。	環境政策課
	②パートナーシップの強化	○行政・市民団体・ボランティア組織・事業者などとの連携強化を図る。	○行政や事業者・市民団体などとの交流会に参加し、ネットワークを大切にする。	○市民団体や行政などとの相互の環境情報交流を進める。	環境政策課
5-(2)-2 広域的な連携	①周辺自治体との連携	○「ラムサール条約登録湿地中海・宍道湖一斉清掃」など、周辺自治体との環境保全活動に取り組む。	○近隣自治体や国・県などとの連携した環境保全活動の取り組みに協力する。	○近隣自治体や国・県などとの連携した環境保全活動の取り組みに協力する。	環境政策課

環境基本計画に関する情報は、米子市ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.yonago.lg.jp/>

米子市環境基本計画

平成 24 年 3 月発行

発行 米子市
編集 米子市環境政策局環境政策課
〒683-8686 鳥取県米子市中町 20 番地
電話：0859-23-5256
FAX：0859-23-5258
E-mail：kankyoseisaku@city.yonago.lg.jp

印刷 今井印刷株式会社
表紙写真提供 (財)中海水鳥国際交流基金財団



米子市グリーン購入適合紙を使用しています。